

衆議院 第九十六回国会 法務委員会 議 録 第十六号

昭和五十七年四月二十日(火曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長代理理事 高島 修君

理事 太田 誠一君 理事 熊川 次男君

理事 中川 秀直君 理事 稲葉 誠一君

理事 横山 利秋君 理事 沖本 泰幸君

理事 岡田 正勝君 理事 高村 正彦君

理事 木村武千代君 理事 白川 勝彦君

理事 佐野 嘉吉君 理事 廣瀬 秀吉君

理事 森 清君 理事 安藤 巖君

理事 鍛冶 清君 理事 田中伊三次君

理事 林 百郎君

出席國務大臣 法務大臣 坂田 道太君

出席政府委員 人事院事務総局 任用局長 白戸 厚君

法務大臣官房長 寛 榮一君

法務省刑務局長 前田 宏君

法務省入国管理 局長 大鷹 弘君

委員外の出席者 警察庁警備局外 事課長 吉野 準君

法務大臣官房審 議官 當別當季正君

法務省入国管理 局登録課長 亀井 靖嘉君

外務大臣官房審 議官 小宅 庸夫君

外務大臣官房外 務参事官 長谷川和年君

文部省初等中等 教育局地方課長 横瀬 庄次君

文部省大学局高 等教育計画課長 十文字孝夫君

自治省行政局公 務員部公務員第 一課長 木村 仁君
法務委員会調査 室長 藤岡 晋君

本日の会議に付した案件

外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提 出第六八号)

○高島委員長代理 これより会議を開きます。

本日は、委員長の指名により、私が委員長職 務を行います。

内閣提出、外国人登録法の一部を改正する法律 案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。沖本泰幸君。

○沖本委員 外国人登録法の一部を改正する法律 案について御質問を申し上げます。

まず、この提案理由の説明の中で、「外国人登 録法は、昭和二十七年制定以来三十年を経過し、

その間国際交流の活発化に伴い、わが国に「入国・ 在留する外国人の数は著しく増加し、また、わが

国の国際的地位の向上、国際人権規約への加入等 外国人登録行政を取り巻く諸情勢も著しく変化し

ており、このような状況に適切に対応するため、 かねてより外国人登録制度の見直しを行って来た

ところであり、このように述べておられるのであ りますが、この中で、「外国人登録行政を取り巻く

諸情勢も著しく変化しており、この述べてお られますけれども、どういふふうな形で著しく変

化してある、こうお考えなんでしょうか。

○大鷹政府委員 「わが国の国際的地位の向上、 国際人権規約への加入等外国人登録行政を取り巻

具体的な意味でございませうけれども、昭和二十 二年旧外国人登録令が制定された当時昭和二十 七年現行法が制定された時代までは戦後の混乱期 にございまして、不法入国者以外に外国人の入国 もほとんどなく、外国人を登録する制度におきま しても不正登録が行われる等制度の基盤が十分確 立したものでございませうでした。しかし、今 日におきましては、年間百五十万人余の外国人が 来日するなど、わが国の国際化が進みまして、国 際人権規約にも加入して、社会一般に外国人処遇 問題についての意識が高まったということござい ます。

○沖本委員 処遇についての意識が高まって来た とおっしゃいますけれども、どういふような形で 処遇に対する外国人の意識が高まって来たかとい う点は、どういふふうにお考えなんでしょうか。

○大鷹政府委員 いま申し上げましたとおり、こ ういふ情勢の変化に伴いまして、一般的に国民 の間にそういう意識の向上があったと私どもは考 えておるわけでございします。

○沖本委員 その意識の向上、とりわけ在留外国 人の意識の向上も含めておっしゃっていると思う のですが、在留外国人の意識の向上はどういうふ うになつてきているか、その辺は局長の方でどう お考えなんでしょうか。

○大鷹政府委員 わが国に来ます外国人は、現 在、去年一年間で百五十万を超えておりますし、 また、わが国に長期に在留する外国人も約八十万名 おるわけでございします。こういう数字が非常にふ えてきておりますけれども、戦後三十年たちまし て、わが国においてこういう外国人に対する処遇 をもつと考えていこうという機運が出てきたとい うふうな私どもはとっているわけでございします。

○坂田國務大臣 いま局長から御答弁申し上げま したとおりなんですが、やはり日本の国 家がだんだん経済的に豊かになつてきた、それから

諸外国に比べますと治安が比較的に良好である、 それから平和である、それから犯罪率もよその国 に比べれば低い、そういうことから日本という国 を見直すといひますか、単に経済的な国だけじゃ なくて、日本は自然にも相当恵まれておる、ある いはまた文化もかなりの歴史を持つて重みがある というところで、いい意味におきまして日本人に対 する関心が非常に高まつてきた、それで、ここへ 少し長期滞在しようとか、あるいは観光だけじゃ なくて、場合によっては定住しようとかいふよう な風潮が見られるということが、意識の高まりと いうふうな申し上げた内容だろうというふうな私 は思うわけでございします。

○沖本委員 確かに大臣のおっしゃる通りに私も 思いますが、そこで、提案理由の説明の中で、 「このような状況」といふのはいまおっしゃった ような状況に「適切に対応するため、かねてより

外国人登録制度の見直しを行つてきたところであ ります。」こういうことなんですが、この適切に 対応するために見直しを行つてきたという点は、

後段に出てくる現在出ている法案の中身という点 に見直しをしてきたということになるのでしょうか、あるいは前国会あるいはかねてからの登録法 の改正についていろいろ意見が述べられておる

点、それに対して担当の政府の方、法務省の方で 見解を述べられたりあるいはいろいろな点につい て改正意見をおっしゃつておられる、そういうよ

うな点を含めて後段に出てくる法律改正という形 に見直したのか、法務省の方で適切に対応するた めに見直しというのはいささか見直しをやつてこ

られたか、その中で結果的にこういふものになつ てきた、こういう広い意味での見直しを行つてき たけれども、集約していくと現在の段階はこうい

うことである、あるいはまたこれからまだ改 良していかなければならない、しかし、いまの段 階ではこの程度のものである、こういうふうな見

直しなのか、これが最終的な一応の長期的な見直しの形で決まったのか、その辺はどういうことなんでしょうか。

○大蔵政府委員 ただいま申し上げましたように、大臣からお話がありましたように、わが国の社会も安定してきた、それから在留する外国人の数もふえてきたということが背景にございますが、他面におきまして、わが国に入ってくる不法入国者の数は必ずしも減少していない、後を絶っていない、そういう状況でございます。そういう点も総合的に考慮いたしまして、私どもは外国人登録制度の基本的な目的を達成し、外国人登録行政の基盤を堅持しながら、外国人の負担の軽減、事務の合理化を考えたわけでございます。それが具体的に今度お諮りいたしております改正案の中に盛り込まれているというわけでございます。

この改正案を提出するに当たりましては、私どもは時間をかけてあらゆる角度から十分に検討をいたしましたわけでございまして、現時点においては、私どもはこれが最善の案であると考えておるわけでございます。

○沖本委員 入管局長は、かねてから不法入国者が必ずしも少なくない、後を絶っていない、ますますふえているという点を力説されるわけですが、私ども、それに関してですけれども、大臣は非常に日本の状態が治安もよく経済的にもまさっておるといふことで、日本の歴史等いろいろな点から、諸外国から日本へ来た人がふえてきている、あるいは日本に住みたい人がたくさんふえてきている、そういう向上していく日本の状況、そういうことのために不法入国者も無理に日本へ来たいという形でふえてきている、こういうふうにとらえるべきなんでしょうか。どうも入管局長のお話を聞いてみると、不法入国者のためにこの外人登録法に力を入れているのだ、こういうふうな意味にとれるところがございますね。

その点については、この中で出てくる国際人権規約に加盟してという意味合いというものが、ただ形式的に加入したというふうな当たることにな

るのか、あるいはいまおっしゃったとおり日本の立場というものが国際的にいろいろなつてきた、そういうふうになつてきた場合にいまの入管法の中に見合つて考えてみると、国際人権規約に加盟するといふ意味合いといふもの、それをどういふ形でとらえて、それが法律の中に生きてくるのか、どういふふうな考えでこの裏側の中、あるいは法律の中の心の中に、あるいは入管当局の考え方の中に、どういふ形で国際人権規約に加盟してきたといふふうな意味合いになるのか、それがやはり国民全体も知りたいところでもありますし、まして日本に短期、長期にわたり在留する外国人が、一番知りたいといふ意味合いになるのではないかと思うのですが、その辺どうなんですか。

○大蔵政府委員 わが国は、外国人の労働者の移入を認めないという基本的な政策を長期間実施してきております。その観点から、不法入国に對しては厳しく対応するということが今日までできておるわけでございまして、この不法入国者に対する対応が、人権規約加入とかそういうこととどういふ関係に立つのだろうかという点が一つお尋ねでございます。いましたけれども、私どももいたしましては、入国あるいは滞在の条件その他についての国内立法は、これは主権の範囲でございまして、これは各国の裁量に任されている、したがって、国際人権規約にもとめることは全くないと考えているわけでございます。

なお、密入国の実情でございますが、終戦直後の混乱期に比べますと、確かに摘発の件数は減つております。しかしながら、最近数年の数字を申し上げますと、たとえば昭和五十年には摘発件数は千九百九十二件、五十一年には九百六十五件、五十二年には八百五十八件、五十三年には七百三十三件、五十四年には七百六十六件、五十五年には五百九十七件、こういう数字が統計上出てきているわけでございます。しかも、私どもが昭和三十年から昭和四十八年にかけての資料に基づいて、と申しますのは摘発された不法入国者にただしたところ、その不法入国者が不法入国した時期と一緒に入つた

人は大体そういう人たちの五倍いる。三百四十名について当たつたところ、彼らと同時に入国した人は千七百名だといふことでございまして。したがって、水際とかそういうところで摘発できなくて、そのまま潜在している入国者も相当の数に上つていっているといふふうに私ども考えております。

こういう人たちはいかなる動機で日本に入つてきているのか。大部分は経済的な動機だと思ひます。近隣諸国から入つてきている人たちが多いのでございましてけれども、やはりわが国の経済成長、経済が発展して、そして日本に行つて働いた方が所得その他の面で有利であるといふことから入つてきているわけでございまして、私ども、私どももいたしましては、不法入国者といふものは、先ほど申し上げましたように、私どもが長い間とつてきております外国人の単純労働者移入は認めないといふ基本的な政策からいっても、やはり厳しく対応しなければならぬものと考えているわけでございまして。

○沖本委員 どうもその辺が私どももちよつと納得いかないのです。というのは、不法入国者なり密入国者といふものは徹底的に取り締まつていたかなければならぬことは当然だと思ひます。しかし、いまこの法律が出てきて、この法律について議論しているところなんですけれども、先ほど私、申し上げたように、国際人権規約に加盟して、それにのつとつて、いふことはもうたわつて、それについて、というところ、この法律自体は、内外人の中でどういふふうな基本的な人権なりあるいは正當な人たちの問題が平等に扱われていて、そして日本の国の中における外国人がその人権を尊重されていき、それに従つて国際的な立場で日本社会が各国の中でどういふふうな位置づけられて、どういふおつき合ひをしていくために日本はこういうふうな内容のものを整えております、こういうことで非常に文化も発達しております、それで情勢も安定しております、それに見合つて人権といふものも十分に考えながら、そ

の中でこういう法律をつくりましたということになつていく、その議論が十分行われなければならぬのですけれども、それはその議論の発展のおもむいていくところかも知れませんが、入管局長はともすると、これはもう絶対に不法入国は許さぬための法律ですぞ、こういうふうな私たちには聞かせるわけなんです。

それは非常に苦勞していらつしやるところはよくわかりますし、当然十分に対応していかなければならないわけですが、そういうふうなわゆる政府の姿勢が国際的に難民の受け入れ体制がまづいといふことで批判されたり非難されたり、そのあげくやつと難民受け入れの体制が少し整つてきたといふことにもなるわけですから、それよりもつと大きな意味でこの法律といふものが、体裁を整えた形で日本の国の受け入れの法律の中にちゃんとなければならぬと考えるのです。

○坂田国務大臣 沖本さんのおっしゃる意味はよくわかるわけでございまして、あるいはこちらの説明不足の点があるかと思ひますが、私自身は、先ほど申し上げましたように、そういう住みよいといふか、あるいは長期に滞在したい、そういう人たちが非常に激増してきた、同時に、一面においてはやはり不法入国等もそれに付随してある、そういう大部分の外国人が、本当に日本は人権の点についてもきちんとしておる、そして平和なんだ、住みよいんだ、それから四季の変化もあつて美しい国なんだ、こういうことで日本を見てくたさる人たちが激増しておる、その人々を永続的に、将来またどんな外国人の方々が来たいんだ、あるいは定住を希望される人がだんだん増加するといふためには、たとえばわかれの方で日本に入つてこれらとされるべき事務等もきちんとするところはきちんとして、サービスにこれ努める、サンシャインのような設備あるいはサービスのやり方、これは非常に受け入れられておるわけですが、しかし、従来はそうでもなかった、こういうことは合理化してよくなつたと私は思ふわけですが。

でございますから、その大部分の健全な外国人に住みよい日本だということを本心に思っていたために、不法にやつてきた人たちに對してはそれなりにきちんとしないと、そういう大部分の人をだめにしてしまう、あるいは日本というのは嫌な国だというふうに変つてしまふ、こういうわけでございます、そのことにつきましても、単に日本だけでなく諸外国におきましてもきちんとして法律があつて、かえつてそのことが安心してよその国で迎えられる、日本においてもそういうふうを迎え入れられるということなんです、局長が答弁いたしますと私が答弁いたしますと、この両方お聞きいただきますと、大体この法案の意味がおわかりいただけるんじゃないだろうか。私は表面からお話を申し上げ、片方は裏側の話をいたした、こういうふうにご理解願ひたいと思ひます。

○沖本委員 先に申し上げた方がよかつたかも知れませんが、「入管行政と国際人権規約」という点についての論文、第二東京弁護士会の秋山さんが述べていられる中にも、「人権の国際的保障と出入国の自由」という点についてですが、その中で、

世界人権宣言は、「人権と基本的自由の世界的な尊重及び遵守の促進」を国連加盟国が誓約し、人権の普遍性を宣言したものであつたが、人権規約は、締約国が他国の人権保障を人権規約に定める手続を通じて監視することを認め、あるいは人権委員会に對する個人の申立を認める(但し、選択議定書の締約国に限る。わが国は批准してない)など、人権が特定の国家權力を超越して保障される仕組みを具体的に定めたものである。

こういうふうには、これは古いものですが、一九八〇年のもので述べて、またさらに、

他の基本的人権より以上に外国人の権利や出入国の自由にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。すなわち、人はどの国にいても等しく基本的な自由と権利を享受することが

でき、特定の国家權力の恣意を超越して世界人民としての権利・自由を保障される、
こういうことなんですけれども、そこでこの中で述べていらつしやるのは、昭和四十九年の時点では、在留外国人の

約八九・六%の六七万〇、九七四人は、昭和二十七年以前から引続き在留している者又はその子等であり、このほとんどは朝鮮人、韓国人、中国人、台湾人である。これらの人々の多くは、①昭和二十六年法律一六六号の第二項第六項該当者(平和条約の発効により日本国籍を喪失することとなつた朝鮮人、台湾人で昭和二十〇年九月二日以前から引続き在留する者)及びその子孫、②日韓地位協定による協定永住許可を受けた者、③出入国管理令第四條第一項一四号の永住許可を受けた者、として在留している。また在日朝鮮人、韓国人、中国人、台湾人のなかには、右の資格を受けられず、特別在留許可の更新を継続して不安定な状態で長期間在留している人々もいる。これらの人々はわが国に定住しているといえるもので、生まれて以来わが国を離れたことのない人々も多数含まれている。

ところが、このような定住者が祖国との間を往来し、あるいは第三国に旅行する場合、定住国であるわが国に帰国する自由には十分には保障されていない。在日外国人が国外に出る場合、在留資格は消滅し、再び入国する場合に新たな入国許可を得なければならないが、許可を与えられる保障は何もない。入管令では、出国前にあらかじめ再入国許可を受けることができることになっているが(第二六条)、再入国許可を与えるか否かは法務大臣の自由裁量によることとされているため、政府の政策や法務大臣の恣意によつて再入国の許可が受けられないことがある。再入国許可が与えられたとしても、在留期間満了以前に再入国しないとき、あるいは再入国許可の日から一年以内に再入国しないときは再入国許可は失効することになつてゐるので、短期間の旅行の場合以外に再入国許

可の制度は利用できず、在日朝鮮人、台湾人等は外国に長期間留学したり、外国において経済的、社会的活動を行うことが困難となつてゐる。

たとえば、山口県で生まれて以来わが国に在留し、明治大学を卒業した朝鮮籍の崔正雄氏は、英國に留学しようとしたが再入国許可を受けられる見込みがたたないで、やむなく日本人の友人の戸籍簿を借り、日本人として英國に留学したが、帰国後出入国管理令違反(不法入国)で大村収容所に収容され、退去強制令書の発付を受けて国外に退去させられてゐる。入管令は日本で生まれ育つた定住外国人の留学の自由を制約し、定住の権利を奪ひ去つたのである。

在日韓国人作家鄭義漢氏は特別在留許可により約九年間わが国で生活しているが、国連がインドで開催する国際会議に出席するため再入国の許可を申請したところ、法務大臣は再入国の許可を出さうとしない(昭和五四年一月九日現在)。

再入国許可に関しては有名な「在日朝鮮人祝賀団再入国不許可事件」がある。朝鮮民主主義人民共和國創建二〇周年祝賀式典に出席するため再入国許可を申請した日朝鮮人に対し法務大臣はこれを不許可としたが、東京地方裁判所は、「渡航の自由は、日本人のみならず日本国に在留するすべての外国人にとつても基本的な人権であるから、前条のとおり、日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれのある者でない限り、いづれの国向けの再入国であつても許可せらるべきである」として不許可処分を取消し、東京高裁もこれを支持した。裁判所が法務大臣の自由裁量に一定の制限を加えたものであるが、入管令が再入国許可について合理的かつ明確な基準を定めず許否を法務大臣の裁量に委ねてゐる以上、再入国の自由は保障されず、また、再入国の期限を許可から一年、と極めて短期間としてゐる以上、定住外国人の出入国の

自由は実質的に保障されているとはいひ難い。
人権規約の発効により、出入国管理令第二六条は根本的に改正されなければならず、定住外国人の再入国許可行政は根本的に変更されなければならない。

こういうふうには述べているわけですが、この再入国許可を受けて出国する者は、登録証明書を入管の審査官に提出し、再入国した後に市町村長から返還を受ける、こういうことなんです、これについて再入国許可は現在どれくらい受けてゐるのか、あるいは申請はどれくらい出て、その中から許可がどの程度出されてゐるか。あるいはこの点について大臣のおしやつたいわゆる自由な面、こういう面についていさか厳し過ぎるという嫌ひもあるわけですが、いまの論文についてどういふ御意見なのか、あるいは変化が起つてくるのか、この辺をひとつお答えいただきたいと思ひます。

○大蔵政府委員 ただいま再入国許可等に関連する御質問がございました。そこで、主として在日の朝鮮籍の者に対する再入国許可の問題についてお答えしたいと思ひます。

在日朝鮮人が北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和國でございすけれども、そこに渡航して再び入国したいという意味の再入国許可につきましては、わが国と北朝鮮との間に国交がないわけでは、まずから、親族訪問の人道ケースのほか、学術、文化、スポーツまたは経済的交流にかかわる案件に限り許可する方針をとつてゐるわけではございす。しかし、もともと国交のない国同士の間では往来は非常に限られたものであるというところは、アジアの近隣諸国のそういう関係にある国々とのことをごらんになればすぐおわかりいただけると思ひます。わが国と北朝鮮との往来につきましても、いま申し上げましたように、わが国は徐々に渡航を認めてきてゐるわけではございす。この再入国許可につきましても、一年間という期間がございすけれども、北朝鮮に行く場合につきましては、もともと長期の用務で行

かれる方は少ないわけでございますから、その許可期間も一律に三カ月にしておる、こういう事情はございます。いずれにいたしましても、徐々にこういう問題も改善してきておる、改まってきておるといふことでございます。

○沖本委員 改まってきているというお答えなんです、いま局長は、朝鮮民主主義人民共和国の承認、お互いの国の国交が十分でないといふ国の例についてお話しになったのですが、さっきの件は、協定永住権の中でおる人が外国の学校へ留学したいという申請をしたけれども、許可されないで人の身分をかりて留学して、イギリスへ行つて帰つてきたら不法入国だといふので帰されてしまったという現実の例、あるいは作家の方々が、学者がインドの国連の国際会議へ出たいけれども、許可が出ないのでこれもだめになった、こういうことがあるのです。

そうすると、国際人権規約の中でいわゆる自由往来権が皆あるわけでしょう。内外人平等の原則とか居住、移転の自由といふものが、ちゃんと人権規約、B規約第十二条第一項にあるわけですから、そういう点から考えますと、だんだんと改められていっていると言ふけれども、どういふ形で改められていくのか、あるいはこういう点はむしろかしいけれども、今後そういう点についてははもつと国際社会の中に入っていくような形で、日本の国に長くおる、全然日本から出ない子弟がおるわけですから、日本語だけしかしゃべれない外国人がいつぱいおるわけですから、そういう人たちが外国の特定の学校で勉強したい、留学したいといふことも人権の中の一環大きな問題になるわけですから、そういうものの検討はどうされておるのかといふことです。ただ例が、北朝鮮だけはこのことでは説明にならないと思ふのです。

○大蔵政府委員 いま沖本委員がお挙げになりましたケースは、協定永住のケースとおっしゃいましたけれども、多分法二二六―二六該当者のケースだろと思ひます。具体的な案件について

は、私、いまここで詳しいことを承知しておりませんので申し上げられませんが、いまわが国といたしましては、こういう方々が海外へ渡航される際には、国の利益を害するおそれがない限りこれを許す、こういうことになっておるわけでございます。

ところで、こういう方々が、たまたま単純な留学とか会合であるとかいふことであればいいのですけれども、実際は政治活動をするといふような場合もあるわけでございます。そういう場合には、私もどなたもいたしましてはやはり慎重に検討していかなければならない場合があるわけでございます。また、そういうことは人権規約の趣旨には全然もとることはないとも考えております。と申しますのは、一國が出入国、それから滞在の条件、こういうものをどういふふうにかつて決めるかといふことは、國の主権の範囲にあるといふふうに國際的に認められております。したがって、國が合理的な理由で実施しておりますといふ制限は、人権規約の条文にも精神にも抵触しないといふふうに私もどなたもは解釈しておるわけでございます。

○沖本委員 それでは、先ほどだんだん改められていくとお述べになったのはどういふ点が改められていくわけですか。入管局長、さつきお答えになりました、だんだん改めていく、変わっていくと。では、いまだどういふ点を改めていくと検討していらつしやるのか、その辺はどうなんですか。いままでは問題を極端にしぼつておつたから、だからそのことだけクローズアップしてあるといふふうにとれるわけですが、その点いかがですか。

○大蔵政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、政治的な色彩のない、そういう渡航でございます。たとえば親族訪問でございますとか、芸術、文化、スポーツあるいは経済的交流、こういうケースにつきましてもはできるだけ配慮していきたいといふことでございます。先ほどはたまたま北朝鮮に対する渡航の件を引

いて申し上げましたけれども、現在、親族訪問といふ人道ケースで再入国許可を得て出国しておられる朝鮮半島出身者の方の数は、年間四千名ぐらになつておるわけでございます。そのほか第三國への渡航につきましても、私もどなたも申し上げましたようなことでできるだけ配慮していきたいと考えておるわけでございます。

○沖本委員 結局、再入国の条件として一年と短期間であるといふことをおっしゃつておられましたが、けれども、留学とかそういうことについては、それは申請の許可条件以外の政治活動とか外れたことをやれば違反ですから認められないことになりませんが、それは結果的な問題で言えるのじゃないですか。少なくとも日本の国を出ていつてまた日本の国へ入つてきたために、こういうことをやりたいので外へ出ていきますが再び日本に帰つてきます、生活の基本とか何もかも生きていく条件は全部日本の中にあるので、ちよつと外国に行つて勉強して帰つてきます、こういう申請があつた場合に、そういう点はほとんど許可をしていらつしやるのか、あるいはそういうことはいまやつていないといふことなのか、それはこれから検討するといふことなのか、どうなんですか。

○當別賞説明員 お答え申し上げます。先生の御質問の趣旨は、主として戦前から引き続きわが國に居住する朝鮮半島出身の方々、あるいは現在その二世の時代から三世の時代に移りつた方々、あるいは戦前から引きつらわが國に居住する外国人登録法あるいは出入国管理法などという改善措置をとられておるかという御質問だと承知しておるわけでございます。

例を挙げて御説明申し上げますと、御承知のとおり、昨年の通常国会において御審査をいただきまして、本年一月一日から出入国管理及び難民認定法が施行されておるわけでございます。この法律によりまして、戦前から引きつらわが國に居住する朝鮮半島出身者あるいはその直系卑属の方々、こういう人たちが、先ほど大蔵局長の答弁にありました昭和二十七年法律百二十六号二条六

項の該当者につきましては、法的地位がいまだに確定される状態にはなかつたわけでございます。
〔高島委員長代理退席、太田委員長代理着席〕

こういう人たちの法的地位の安定を図るために特例永住といふ制度を設けて、ことしの一月一日から五年間、申請によつて法務大臣は、裁量ではなくて羈束的に永住の在留資格を付与するといふ制度を新設したことは御承知のとおりでございます。

また、再入国許可の点につきましては、第二十六条を改正いたしまして、有効期間一年の再入国の許可期間をさらに一年間延長するといふ制度を取り入れました。こういう制度がございませんと、再入国の許可を得て留学中あるいは祖國を訪問中交通事故に遭つたとかあるいは病氣になつたとか、やむを得ない事情によつて再入国許可期間内に再入国できなかったといふことになりまして、従来の在留基盤がすっかり崩れてしまふといふことになるわけでございます。こういう人たちの要望を取り入れて、さらに一年間にわたつて申請により再入国の許可期間を延長することができるといふ制度を取り入れたわけでございます。

また、数次再入国という許可の制度も取り入れられました。従来は、再入国の申請のある都度、単発の許可をしておつたわけでございますが、商業活動に従事する人などを中心にいたしまして、何回にもわたつて諸外國との間を往來する必要があるといふ強い要望がございましたので、数次再入国の許可という制度を取り入れておるわけでございます。

また、御承知のとおり、一昨年の通常国会において御審査をいただきました外国人登録法の一部を改正する法律によりまして、再入国の許可を受けて出国する外国人は、従来でございました出入国港において入国審査官に登録証明書を返納しなければならぬ、そして再入国後十四日以内に市区町村の窓口においてその登録証明書の返還を受

けなければならぬという制度があつたわけですが、これが再入国の許可を得て渡航する外国人の方々に非常に重い負担をかけるのだという改善の要望がございましたので、この制度を廃止いたしました。再入国の許可を得て渡航する外国人の方は、そのまま外国人登録証明書を持って渡航することができるといふような改善措置を講じておるわけでございます。

以上、改善措置の一端を申し上げたわけですが、われわれといたしましては、内外の諸情勢に的確に対応できるように、絶えず法の全般にわたつて制度の見直しを行つておるわけでございます。いま申し上げましたような改善措置がとられておるといふことを御紹介申し上げた次第でございます。

○沖本委員　そこで、意味合ひは多少違つたわけですが、これは三月の新聞に出ておつたわけですが、「入管法の条文で、密告、奨励とは……」、こういうことで難民救済活動家らが物言ひをつけている。

密告した密入国者が強制退去になれば、通報者には五万円以下の報償金が出るという条文が密入国者や不法残留者を取り締まる出入国管理法にあり、これを知つた難民救済活動家たちが「違反容疑者とはいへ、人を『売る』ことを奨励するような法律はおかしい」と、この条文の廃止を求める意見書を近く法務省に出すことになつた。報償金の規定は極めてめづらしいケースだが、もつぱら外国人を対象とする法律だけに、日本人の外国人差別意識の表れ、との指摘もある。法務省は「法律で定めようとする内面的に出そうと捜査協力に金一封を出すことは普通にある」といつてはいるが、

といふことなんですか、この中で、「インドシナ難民を救う法律家の会」代表の笹原桂輔弁護士は「このような条文があると知らなかつたに、私も同じなんですが、と前置きして」「刑法などのように主たる対象が内国人である法律には、このような報償金制度があるとは聞いたこと

がない。外国人対象の法律だからこそ取り上げられたのだから非常に差別的だ。外国人は、お情けで日本の土を踏ませてやつておるのだという抜きがたい外国人不信が表れておるように思える。日本は内外人の処遇平等の原則を掲げる国際人権規約を批准していることからも、この条文は廃止すべきだ」と、こういうふう述べておるわけだ。

そこで、この新聞の中に載つていますのは、密入国で「五万円」といふ金額は、当時は相当な価値があつたため、で、「同一民族内で、気に染まないう者を追放するためや小遣い銭稼ぎのために、残念ながら密告のし合ひをするという歴史もあつた」、これは居留民団の話であるわけですが、これも、「日本政府の民族分断政策の一環として批判している。」

それから、この数についてですが、この「密入国や不法残留者の大半を占めるとみられる在日韓国人、朝鮮人の退去強制令書発付件数は、昭和五十三年末までに三万六千件にのぼつておるが、そのうちどれだけが通報によるものかは不明。ここ三、四年間は報償金を出したケースはないと法務省ではいつておるが、それは報償金の価値がインフレで下がつたことと、入管側の情報網がかなり整備され、通報に頼る必要がなくなつたためだとする見方も、」できるといふことではないか。法務省は「報償金制度を取り入れておる非常なめづらしい法律だが（刑事事件の）捜査協力で金一封を出すことは、この経済社会で不思議でも何でもない。密入国や不法残留という法律違反を内国人のために放つておいてよいはずがない。法律の条文で定めておることがおかしい」といふ批判のようだが、（各官庁では）調査費や官房費の運用で情報提供に報じておる。（実質上）同じことだ」といつておる。こういうふう新聞は書いておるわけですが、このとおりと受け取つていいわけですか。

○大蔵政府委員　ただいまの新聞記事が正確であるかどうかということについては、私、何とも申

し上げられませんが、しかし、せっかくこの報償金の問題を先生がお尋ねでございましたので、なぜそういう制度を設けておるかということについて御説明したいと思つております。

この入管法上の報償金制度の趣旨は、不法入国等の違反事件において一般の市民の協力を得る必要がきつておるわけで、その協力に対して若干の報償金を支払おうといふものでございまして、すなわち、法令違反などの場合、一般にはその違反行為により直接被害をこうむる者があるわけで、この被害者の親告等によつて違反を摘発でき

るのでございまして、不法入国等の場合には個別の直接の被害者といふものがない、かつ、違反行為そのものが潜在的に行われるため、その端緒を把握することが容易でございせん。そこで、民間からの協力を得なければ行政目的の実効を期したいといふ面があるわけでございます。

ところで、一般市民が通報等の協力をした場合には、その後関係機関からの事情聴取に應ずるため出頭する等犠牲を払わなければならぬ場合が多いので、その犠牲に報いるためにも、実費弁償の意味も含めて、入管法第六十六条において報償金の支払いを明示したわけでございます。そもそも違反者を放置していいというわけにはいきませぬ、摘発する必要があるから、その摘発に協力した民間の人に対して、実費弁償の意味を含めた報償金を支給してゐるわけでございます。摘発を受けた人をべつ視するというにはならないと思ひます。まして、外国人に対する差別であるといふことにも私どもはならないと考えております。

○沖本委員　それで、現在具体的に報償金を出しているのですか。出した例はあるのですか。また、そういう事案、密航がたくさんあるわけですか。

○大蔵政府委員　その実例はございまして。通報者の名前とかそういうものは明らかにできませんけれども、昨年度、五十六年度における支払例を申し上げますと、大体次のとおりでございます。

一、タイ国人三名の不法残留及び不法上陸事件を発見し通報してきた日本人一名に対し、金一万円を交付いたしました。

二、韓国人二名の不法入国及び不法上陸事件を発見し通報してきた日本人一名に対し、金一万円を交付いたしました。

三、韓国人四名の不法入国及び不法上陸事件を発見し通報してきた韓国人一名に対し、金一万円を交付いたしました。

四、フィリピン人一名の不法残留事件を発見し通報してきた日本人一名に対し、金一万円を交付いたしました。

五、韓国人三名の不法入国事件を発見し通報してきた韓国人一名に、金一万円を交付いたしました。

これは現に昨年報償金が交付された例でございます。そのほかにも通報はございまして、ただ大体匿名の場合が多いわけでございます。したがつて、そういう人たちはもちろん報償金の交付の対象にはなりません。

○沖本委員　さつき入管局長は、密入国者、不法入国者の数を大分お示しになつたわけですが、私も、私は実感として、実際の表に出ていない、いわゆるここで教を述べたのは摘発した人の数ですから、摘発されないと日本に不法入国したり密入国した数はうんとあると思うのです。そういうことなんです。しばしばそういう人に会うわけですよ。

どういふことかといふと、だんだん子供が育つて生活も安定してきた。子供も育つてきた。子供が学校に行くようになった。ところが、学校に入學させるためには、親がいるわけですから、そのお父さん、お母さんの戸籍、籍という問題が起つてくるわけなんです。だが、どうしようもない。やむを得ず、今度は自分で自首して出ていく。そういうことのために自首してきたのですが、結果はどうなつたかといふと、お父さんは強制退去させられておるわけです。それじゃ、言つていつたところで子供の足しにも何にもならないわけです。

むしろ子供の生活が破綻してしまう。そういう事柄が現実起こっている。私は、実際に聞いていますし、見ています。だから、一つの面では、これとは逆のことで、自首して出た。自首して出ようと隠れて摘発されようと、結果的には同じ条件が起これるわけですね。これは自首して出る人も出てこないでしよう。ますますひどいことになるでしょう。

おまけに、しばしば行われていることは、いまおっしゃったように匿名でいろいろ言ってくるというの、非常に悲惨な生活をしておる間はだれも何も言わないわけですね。ただ、生活が安定してきて、日本人の社会で認められて、そしてだんだん生活が安定し調子がよくなつてくると、ぱつとやられるということが多いわけですね。そういう例をいっぱい見るといことは、私の大阪の周辺ではたくさんいらっしゃるということになるわけですね。

具体的な中身のお話をしたわけですが、行き詰まってしまうようなことになって表に出てきて、そして子供のためにということでもうなつてきた、生活も安定してありますというのと、密入国しておながら覚せい剤を運搬しておるかあるいは破廉恥な仕事をやっておるか、いろいろなことで犯罪につながるような生活をしながら、密入国の結果がそうなるというのとは違はずなんです。実態そのものは、結局は日本におるいわゆる韓国人であるとか朝鮮人であるとか、こゝ言われる人たちは、ほとんど定住してしまつていてるわけですね。それで、入管局長もおっしゃったとおり、二世、三世であるという点もあるわけですね。

具体的にどういふことかという、崔さんとか朴さんとか姜さんとかいう表札を皆めつたに張っていないのです。皆、日本名なんです。手紙のやりとりも日本名なんです。銀行の口座も日本名なんです。生活の中身は全部日本人です。日本人社会の中で日本人として生活しているわけですね。そういうふうになんて安定してしまつて、日本人と

何ら変わりのないところなんです。そういう環境の中で生きてきているから、密入国した人たちもそういう中に入っているわけですね。奨励するわけでも何でもありませんよ。取り締まるものには取り締まってもらいたいわけですね。結果的にはそんな事例がいっぱいあるわけですね。だから、むしろ自首して出たり日本政府のお情けにすがらうとすることはしなくなつてしまつていう結果が起これるわけですね。

僕の知っているだけで、子供だけ残して両親は強制退去みたいな状態になつた人が現実におりますよ。だから、その中であることは、現実には血も涙もないようなことがあるわけですね。だから、こういう法律であるということ自体が、むしろ全体の入管行政というものを暗いものにしてしまつて僕は思うのです。むしろ日本の入管行政に協力した人は、別の意味で出さなければいけないじゃありませんか。出されないことにはないはずですね。こういうふうな報償金制度で幾らでも密告できるのですというふうな形を法律の中に残すことは、国際人権規約に加盟しているという事柄とか日本の社会的立場がうんと上がつてきたというものは全然逆のものに受け取られます。そういうふうには私は考えますけれども、この点はどうかですね。法律を改める考えはありませんか。

○大蔵政府委員 私どもは、こういう法律を掲げていることは、むしろ事柄をはつきりさせて公明なやり方であると考えておるわけでございます。これを改めることは全然いま考えておりません。

○沖本委員 全くそういう物の言い方が、おれのところは絶対なんだ、そういうふうな聞こえるのですね。やはりいろいろな条件もあるでしょう、いろいろな条件に対応したことをいろいろ考えていきましようというふうには受け取れぬわけですね。これはやはり本当にもつと具体的にいまの社会の条件に合うようなものに改めていただくべきだと思ひますけれども、大臣はどうお考えですか。

○坂田国務大臣 この制度は、昭和二十七年の最初からあつた制度のように承知しておるわけでございます。ただし、昭和二十七年の状況と先ほど来お話を申し上げておるような今日の状況とで、これが一体非常に有効なのかどうか。われわれといたしましては、これは有効だと考えておるわけでございますけれども、今後の問題としてこれは一遍検討してみたいに値する課題ではないかと私は思ひます。しかしながら、今日までのこの制度を維持してまいつておりますもので、もう少しこの点については私たちの手元で検討させていただきます。今回の法案ではひとつ御了解を得たい、こういうふうに思ひます。

○沖本委員 ただ、法律の条文に報償金として通告してきた人へ上げるというふうな中身があると、うんと自体、常識で考えてどうもなじまないという方法しかないというのなら別ですが、それとも、もつと形を変えて、わかりやすい、ああそうかというふうな納得できるようにする。通告する人も堂々と行けるようなことにはならぬかもわかりませんが、法律を読んでいて難な感じを受けるのと、そのまま受けられるのと大分違ふと思うので、その辺はやはり考えていただきたいですね。入管局長、おれは改める気は絶対ないぞ、そうすると、聞く方だつて何をということになりまますからね。その辺、ひとつ考えてもらわなければならぬと思うのです。

そこで、いろいろ細かいところに触れていきたいと思ひます。
登録証の携帯の問題ですが、この登録証の問題が一番大きな騒がしい問題なんです。罰金と登録証の携帯問題と指紋とが一番山になつているわけですね。それから、十六歳まで上げた、十四歳から十六歳にしたのだからいいだろうというのと、手続を簡素化したのだからいいじゃないか、それから懲役刑を外したのだ、緩めたのだぞとか、何かその辺がどうもうまく感じられない。警察の尋問に遭つて一番ひどいところを考えてい

るわけですね。
そこで、「登録証明書の提示」というのがあ

るわけですね。
外国人は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官、鉄道公安職員、外国人の登録若しくは主要食糧の配給に関する業務に従事する公務員、麻薬取締官、公安調査官又は公共職業安定所の職員が、その職務の執行にあたり、登録証明書の提示を求めた場合には、これを提示しなければならぬ(第十三条第二項、施行規則第十五条第一項)。

提示を要求することが出来るのは、前掲の国又は地方公共団体に限るが、提示要求の権限を有する官憲であつても、職務の執行と関係なく、又は職務以外の目的で提示を要求することは許されず、あえてこれをすれば職権濫用となる(刑法第九十三条参照)。他方、職務行為の権限・内容については第十三条第二項は別段の限定をしないから、そこに規定されたものが行つ職務行為には、いやしくも当該官憲の職務権限として法令上認められるすべてのものが含まれる。

これは、職権乱用ということはあるけれども、何をやつてもいいのですよというふうには私には受け取れますけれどもね。

そこで、いろいろ事例がたくさん出てきているわけですね。だから、国際人権規約を基本にして考えても、提示を求めるとは人権侵害じゃないかと思ひますが、この辺はどうなんですか。

○大蔵政府委員 ただいま登録証明書の携帯義務違反を問うのは人権規約に違反するのじゃないかというお尋ねでございましたけれども、外国人登録証明書の携帯義務につきましては、どんな外国人がどこで何をしているかを把握するのが外国人登録の直接の目的でございます。このことは市町村の事務所に備える登録原簿に登録しておけば一応目的は達せられますけれども、外国人は本邦において社会生活を営んでおるわけでございます、その生活の場で即時的に当該外国人の居

住関係及び身分関係を把握することができ、必要がある場合があるわけでございます。

そこで、事実、警察官が職務執行上、路上において身分を確認する場合、目の前にいる外国人についてその都府市町村の事務所に照会する手続をとつていたのでは間に合わない、したがって、外国人の公正な管理という目的を十分に達成できないという場合も少なくないので、その場で確認できるようにするため、登録証明書を交付し、所持、携帯させることにしているわけでございます。

このとおり、常時携帯の制度は、在留外国人の公正な管理に資するため、合理的な理由に基づく必要な措置を定めたものでございまして、国際人権規約には反しないというふうに解しているわけでございます。

○沖本委員　そこで、これは朝鮮総連からいただいた「外国人登録法の一部を改正する法律案に対する見解と要求事項」、この中に「一九四七年から八〇年までの三十三年間に四十九万五千二百二十四人が（登録法）違反で送検（しかも起訴率が高い。一九七八年の場合朝鮮人五四・六％。因みに二位は中国三二・六％、三位ドイツ二五・七％、四位ブラジル二三・一％）、こう出ています。これは両方の面、いわゆる朝鮮民主主義人民共和国という表現と韓国という表現の場合とがあるわけですが、人はこの中へいろいろまじっているわけです。

さらに、「登録法違反の五〇％以上が携帯義務違反、つまり不携帯罪」といふ一九八〇年の場合全違反者（送致数）七千二百九十五人の内三千七百六十一人（五一・五％）が不携帯罪。その他新規登録不申請三百四十八人（四〇％）切替交付不申請二千四百四人（二八％）居住地変更不申請二百七十二人（〇・三％）、こう出ているわけです。しかもその違反のほとんどは過失犯である。そういうことについては前田刑事局長も、八〇年の五月十三日の参議院の法務委員会でも、「過失による場合が多いと言えは多いだろうというふうに考えます。」

こうお述べになつておられるわけです。それから、「恐らく多いのではないだろうか」という気がいたします。これは前任者の小杉入管局長がおっしゃつておられます。

ですから、そういうものに對しての罰則そのものが、罰規定が厳し過ぎるのではないか。今度の法律では懲役刑を外すということなんですけれども、それ以前の問題についても述べておられると思うのです。そうすると、ほとんど過失犯、不携帯が大半過失ですから、ということになると、ほとんどよいことといふことが多いことになるわけです。それで、いわゆる不携帯罪という罪になると、ちゃんとした刑法犯でしよう。そうなつてくると、これは永久につくわけですね。そうすると、その人の生活のいろいろな条件の中にもいつもこれが後をついてくるのじゃありませんか。この人が、生活上は社会的な地位も得てきたし、財産もできてきた、ほかのことでは何にもなかったけれども、ここで日本人としての資格を取りたいと言つてもこういうことが邪魔になつてしまふということにもなるわけです。そういうことですから、その辺が一番ひどいと皆認識しているわけです。

それを、いや、おれのところではそうではないんだ、おれのところはこういうふうにしなないと困るんだ、政府として管理する以上は、だけれども、それは管理する側のお考えであつて、そこで一つ出てこないのは、管理される側の立場というものがある。おれも考えられていないというふうに感じるわけです。ほとんどがいわゆる不携帯であつた、過失であるということ、登録法違反の五〇％以上が携帯義務違反、不携帯罪ですね。そういうことになるわけですから、たとえば八〇年までの三十三年間に四十九万五千二百二十四人が登録法違反である、この中の五〇％以上が不携帯であつたということはいふまでもないわけですね。

そこで、この問題は、衆議院の社労でわが党の草川さんも、これは不携帯ではないわけですが、居住地が変更になつたことで登録変更申請を十四日

以内にやるという点についてですけれども、たとえば飯場なんかで、出稼ぎで建設現場がしつちやう変わつていくという人が、一定の地域で長期に働くわけにはいかぬということになりますから、なかなかその申請の手続というのは大変なことになるわけです。そういうことですけれども、この違反については全部告発でしよう。その点は市町村の窓口の人が違反だといって告発するわけです。これは日にちが過ぎて大変なことになつていきますというところで告発するわけでしょう。あるいは携帯については、いわゆる職務質問を警察官がほとんどおやりになるといふことになりまして、その場で持つてなかつたということになると、それがそのまま今度は事件になつて上がつてくるわけです。そこで皆トラブルが起つてくるわけですね。

こういうやむにやまれないようないろいろな事情ですね、そういうもののしんしゃくなりあるいはいろいろな情状の中身について検討するところはないのですか。その辺どうなんですか。つまり、おれのところは法律をつくつてこうこうこういうことなんですよと言ふのは、それは入管の立場でしよう。だけれども、入管はもう手をつけられないのです。あと起つてくる事件の後処理の問題だけです。何ぼ検査されてどうなつていく。結果だけ見るからこうじゃないかということができるのじゃないですか。結果の何か起つてくることの中身についていろいろ検討していることはないのですか。

○當別書記官　外国人登録証明書の携帯義務違反の点について御質問をいただきましたので、お答え申し上げます。

先ほど来答弁申し上げておりますように、外国人に對して登録証明書の常時携帯義務を課しておるという理由は、在留管理の適正を期する上では、当該外国人の在留の適法性あるいは身分関係、居住関係といった事項につきましても、容易かつ迅速に把握し得る体制を整えておくことがどうしても必要だ、その目的を達成するために携帯義務

務の履行を確保すべく、一定の刑罰で適正な履行を担保しておるという関係にあることは御承知のとおりでございます。

ただいまの先生の御質問の趣旨は、外国人登録証明書の不携帯の事案について、一線の取り締まりというものが公平かつ適正に行われておるかどうかが、それを入管当局としてどのように把握しておるかという点にあるかと考えるわけでございますが、先生御承知のとおり、従来から当委員会におきまして何回にもわたつて、一線の取り締まりに当たつておる主として警察官の方々の外国人登録証明書の不携帯罪の検挙に当たつてやや行き過ぎがあるとか、その運用が厳し過ぎるかという指摘が、具体例を挙げていろいろ御質問いただいております。

そういう関係から、外国人登録法を所管いたします入国管理当局といたしましては、法の運用が適正かつ公正に行われておるかどうかが、あるいはその運用が御指摘をいただきますような厳し過ぎることかあるいは行き過ぎがあることかというふうなことのないうちに、この点は、われわれは直接一線の取り締まりに当たつておられます警察の方々に對する指揮権とかあるいは指導権というものはございませぬので、機会あるごとに警察の方々と協議いたしまして意思の疎通を図りまして、不携帯罪の取り締まりというものが公正かつ妥当な運用がなされるように配慮しておるところでございます。

○沖本委員　これは以前の藤岡説明員の答弁を見ますと、

いわゆる居住地を変更したにもかかわらず、法定の十四日という期間内に変更の登録申請をしなかつた、若干おくれたというふうな場合が問題にされておるわけですが、この種のケースは、罰則適用を適用いたします場合には、実際問題といたしまして、変更登録申請の窓口になるところの市区町村役場がまず把握するわけでございます。（中略）。さような法違反の事実を把握、キャッチいたしました市区町村

役場の吏員が、いわゆる捜査当局に、警察が普通でございしますが、そういう法違反の事実があるという告発をする(中略)。刑事訴訟法にも一般的の告発義務が法律上定められております(中略)。それから外国人登録法の中にも、大体同じ趣旨の告発義務を定める条項がある(中略)。一方に法律上の告発義務があるわけでございしますから、それを無視するような指導はできませんけれども、血の通った運用をするように日常指導をいたしておるわけでございします。

これがいまのお答えと同じような形になるわけで、すけれども、それじゃ、その血の通った指導をしておる、そこでやめなさいとか手を抜きなさいとかいうことは言えぬけれども、血の通ったことをやりなさいということば指導しておると、こうおっしゃっておるのです。

どういう形で指導しておるか。常時連絡をとっておるといってお話ですけれども、それはどういう形で連絡がとられて、それが下の方にどういう徹底のされ方をしておるか、あるいは入管の方と警察の方との話し合い、警察庁長官あるいは警察庁の担当局長とお話、そういうことで十分徹底はしておるといふことで、トップ会議だけで終わっているのですか。具体的にそれがどういう形で、厳しいことにならないような、具体的な内容に合せて、人権を無視したりいろいろ盛んに問題を指摘されるようなところがないようにしておるか。

この間の横山さんのお話ですと、名古屋の例を引いてお話しになっていたけれども、できるだけ窓口の人が、内容を見て手控えているということも横山さんおっしゃっておられたわけです。一々摘発していくと大変なことになってくるというように、実際の市区町村の窓口の人が、内容を見て、それで見て見ぬふりをしているとか、目をふさいでいるとかということがあるんだということをおっしゃっている。ということになると、実際の運用について、これは現場でやる人は無理だと感じているわけですからね。そこで、そういう

う点についての話し合いあるいは具体的なことがどういう形で行われておるか、それはどうなっているのか、その辺を御説明いただきたいのです。

○亀井説明員 申請等につきまして法違反がございましたときの市町村窓口の取り扱いにつきましては、私どもの方で、市町村職員の必携という形で取扱要領というのを定めておりますが、その中で、基本的な点につきましては、市町村長は事案に応じて通知を保留して差し支えない、これは一応基本的な点にそういう通達を出してございまして、市町村長、要するに窓口の判断でそういう告発をするかしないかという判断をしております。差し支えないんだという基本的な考え方を、その要領の中で定めておるわけでございします。

ただ、個々の事案につきましては、これは法務省の方で手とり足とり、これは保留しろ、これは告発しろというところまでは、全国の市町村にまわしませんので、その判断は市町村の担当あるいはその市町村の長に任されていることでございしますけれども、私の方としましては、そういう基本的な考え方というものを取扱要領に定めまして、あと市町村の窓口の方々の適切な措置というものに期待している、こういう実情でございします。

○沖本委員 だから、ここで述べられておるのは、結局初め問題を提起したのは、一例として、出稼のためにたびたび飯場や何かで変わっていく、それを一々登録してあるところの役場へ十四日以内に届けるというのは無理だ、そういう事例があるというわけですよ。皆生活が安定して、一つのところにかちつとおるといふことではないわけでしょう。そういうふうになつてくると大変なわけです。ところが、この藤岡さんの説明だと、それは十四日以内という、これは法律で決められているから変えられません。しかし、血の通ったことをやっている、指導している。それがいまおっしゃった通達という形なんですか。しかし、お役人さんというのは、法律に忠実なのが最もいいお役人さんでしょう。曲げると、何

かとして指導され、自分の立場に傷がついていき、出世にも影響してくるということになるんじゃないですか。それは条件に応じてしんじやくしていいよという、そういう形の通達といったら、どういふことになるのですか。それじゃ、窓口で起こっていることを具体的に調べた上で、それに準じたことをしていられしやるのか。あるいはこの法律が無理なのか。そうしたら、十四日以内でなしに、登録証書きかえのときに行つて下さいと言つていいんじゃないですか。そこまでやらなければならぬということではないんじゃないですか。いだらうかということになるんじゃないですか。この辺はどうなんですか。

○亀井説明員 われわれは法の改正という形を通して御指摘の点にどういふふうに取り組んできたかという問題と、現実の市区町村の窓口を指導する上においてどういふ立場をとっておるかという点を、分けて御説明申し上げたいと思ひます。

先ほど先生の御指摘の、藤岡説明員が説明された当時と比較いたしますと、一昨年の通常国会において成立させていたいただきました外国人登録法の四條を改正する法律によりまして、外国人登録法における住所または居所ほか四登録事項、合計五つの登録事項につきましては、変更のあった日から十四日以内に變更登録の申請をしなくともいいと、この五つの登録事項については、その後再交付申請とかあるいは引きかえ交付申請とか確認申請とか、そういう形での申請がなされた際にあわせて變更登録の申請をしてもらえばそれで結構ですという形をとりまして、現行法は、登録事項のうちいま申し上げました五つの事項については、申請者側の利便も考慮いたしまして、その後の申請の機会にあわせて變更登録申請をしていただければいいような改善措置をとっておるわけでございします。

それから、運用面でございますが、先生御指摘の点につきましては、外国人登録法の違反事件につきましては、各種の不申請罪とか虚偽申請罪と

いうように、機関委任事務として登録事務を行つてもらつております市区町村が違反事件を探知いたしまして、刑事訴訟法上の告発という形で捜査が開始される形の事件と、それから登録証明書の不携帯罪というふうな、主として一線の警察官の捜査活動によつて違反事件が探知され、捜査が開始されるという事件と、二通りの性格のあることは御承知だろうと思ひわけでございします。

先ほど登録課長の答弁申し上げました点は前者の違反形態でございますが、私どももいたしましては、刑事訴訟法上、職務の執行に当たつて法の違反があるということを知つた場合には告発しなければならぬという訴訟法上の告発義務が規定されておりますので、事案によつては告発しなくてもよろしいというふうな形はなかなかとりにくいところでございますが、しかし、市区町村の窓口におきましては、一たん告発いたしましたので、この告発した事件が検察庁で処理されますと、処分結果通知というものがまた告発した市区町村に検察庁から通知されるというシステムになっておるわけでございします。そういうシステムを通じて、市区町村にいたしましては告発事件がどういふふうな処分がなされたかということが理解できるような制度になっておるわけでございします。そういう点もございしますし、また、各種の違反事件につきましては、ケース・バイ・ケース、いろいろなしんじやくすべき事情もあるわけでございしますから、そういう事案をよく勘案した上で、告発をとりあえず留保するという措置をとつてもらつて差し支えないというふうな指導をしておりま

御承知のとおり機関委任事務でございしますので、登録事務の運営につきましては法務大臣に監督権がございしますので、いま申し上げましたような指導を、研修会とかあるいは協議会とかいふような機会を通じて行つておるといふ趣旨でございします。

○沖本委員 その研修会とか協議会とかというのは、全体に、窓口に向かつて全部徹底ができる方

法になつてゐるのですか。また、そういうときには具体的な事例についてのレクチャーをやつて十分対応できるような形になつておるのか、どうなんでしょうか。

○亀井説明員 登録事務に關します研修会というのはかなり活発に行われておりました、各府県単位に登録協議会というふうなものでできておりました、県主催で市町村の担当職員を集めまして研修を行います。そういう場合におきましては、登録課の職員をできるだけ派遣して、いま先生の言われました具体的な事例について討議をすることになっております。

それからまた、中央におきましては、全国から担当者あるいは担当課長を集めまして研修という形で実施しておりますが、この研修会も、通り一遍の研修と申しますよりも、各担当者から具体事例を持ち寄つてもらひまして、二十例、三十例というふうな事例に即しまして、登録課の職員等そういう担当者間でその具体例について討議をする、こういう形になつておりました、登録課の具体例についての考え方というのは全国の市町村に徹底できる一つの手段になつてゐるかと思ひます。

ただし、全国に三千以上の市町村がございまして、各都道府県で職員を集めまして、予算上の問題もございまして、三千の市町村の全職員に徹底させるという点では若干問題がある。と申しますのは、市町村の職員も大体三年ぐらゐで転勤してしまふ。ということになりますと、その三年の間に全市町村の職員にそういう登録事務を徹底させるという点にはちよつとむづかしいところがあるという点はございまして、いま申し上げましたような事例に即した研修会と申しますのは活発に行われております。

○沖本委員 もつとも、その外人登録の担当者の窓口がきちつと決まつてゐるところは特に多いところに限りますから、そのほかのところは戸籍とか住民票とかを扱うところが兼任でやつておるわけですから、その辺、徹底するのはむづかしいと

いう点もあるかも知れませんが、結局よつて来るところは、人権侵害なのかあるいは不徹底のために事件、問題を起してゐるのかということになりますから、こういうことのために逆に管理を受けてゐる人たちが日本政府に対する不信なり、あるいは入管行政に対して反感を持つたり不信を持つたりということのないようにしてもらひなければならぬわけですね。

そういうことで、指紋の問題そのほかあります、警察庁もお見えですから、まず先に実際の事例について伺ひたいと思います。

これは五十六年ごろの問題なんです、いますぐ掌握していらつしやると思ひます。けれども、被害を受けたという人の言ひ分なんです。「昭和五十六年の五月十四日頃だと思ひます。八王子の梅原さんの法事の帰り、勝沼インターの所で乗せてくれた運転手がスピード違反でつかまりました。乗つていた私達も（私・母）警察の中に呼ばれ、国籍を聞かれたので朝鮮と答えました。登録をとつてゐるかどうかはわかりませんが、登録証を持つてゐるかどうかということでしょうね。『甲府を立つ時冷蔵庫の上に置いてきてしまひました。』と言つと、そういうことで家に電話をして確認したわけですね。

それで、「勝沼インターの警察では調書を取られました。そして私達は警察の方に深く呼びました。取り調べが終つたあと警察の方に、『また呼び出しがあると思ひますのでそのときはきて下さい』と言われまして。私は清く正しく生きてきたつもりがこれでどうとう前科者になつたかと思つたら急に悲しみがこみ上げてきました。

八月の末だつたと思ひます。塩山署から呼び出し状と電話がきました。塩山署では三時間の調書を取られました。その内容は財産、家、貯金、結婚などいろいろと細く聞かれました。それから、顔写真を撮られました。罪人扱いです。余りのことで涙がこぼれました。

それで、「私が警察の人に、『どうしてそんなことをするのですか』と抗議したら、警察の人は輕

べつしたように私を見ながら『みんなこうしてゐるんだ。仕方ないんだ』と冷たい口調で言ひました。それで、顔写真の後は足形を取り、両手全部の指紋を何回も取られ、身長まではかかれた、こういうことをおつしやつてゐるわけなんです。それから今度は、

逮捕されたのは、東京三多摩朝鮮第一初中級学校中学三年生の金日泰（十四歳）と李昌奇（同）の両君。「人権じゅうりん行為だ」と両親や同地区在住の朝鮮人たちは、東村山警察署へ激しく抗議した。

金日泰君が逮捕されたのは三月二十一日正午。金君が西武新宿線久米川駅前を自転車を通りかかつたところ、駅前派出所勤務の警官がいきなり呼び止め「登録証を持つてゐるか。みせろ」と呈示を求めた。

金君が携帯してゐないとわかるとその警官は、金君を派出所に連れ込み尋問したあと、パトカーを呼んで東村山警察署に連行した。金君は取り調べ室で家族や学校のことなど、およそ登録証不携帯問題と関係のないことについて尋問された。そして警官は仕末書を書くよう要求したが、金君がそれを書かずにいると、警官が「仕末書」をつくり、金君に署名するよう強要した。そして一時間半の取り調べのあと、金君はやつと帰宅を許された。

この事実を知つた両親は「自分の子が罪人扱いされた」と憤がれ、同胞たちと連れだつて久米川駅前派出所に抗議した。

同派出所では、東村山警察署の巡査部長が出てきて「その警官は交代で帰つて、るすだ。明日の午後三時以降にでてる」といつたため、両親と同胞たちは翌日の午後四時に再び出向いた。しかし同派出所では前日と同じ返答がかえつてくるのみで誠意ある回答が、得られなかつた。

金君の両親と同胞たちは、さらに二十三日、東村山警察署に直接出向き抗議した。ところが

出てきた警備課長ののらりくらりの態度に終始したあげく、警官二十人を動員して抗議団を署外に強制退去させた。こういうことです。

それから、これは年がわかりませんが、四月二十六日午後二時ごろ、埼玉熊谷警察署管内中央派出所の巡査部長八木沢ら警官二人が市内の鎌倉町付近で一時停止の標識にしたがいバイクを止めた陳美香さん（二六）を呼び止め、ヘルメット不着用を注意しながら運転免許証の呈示を求めた。陳さんが在日朝鮮人であることを知つた八木沢は外国人登録証の呈示を強要した。陳さんが「母親にあずけてゐる。行つてもらつてくる」というと「いつしよに母親のところまでいこう。いやなら中央交番まで登録証をもつてこい」と約束させた。

事情を知つた母親は陳さんのかかりに登録証を持つて交番にかけつけた。ところが八木沢らは母親に対し「十四歳以上であれば常時携帯するのが義務だ。母親が持つておろすが誰が持つておろすが違反だ」と強圧的な態度をとつた。母親が「十六歳といつても事実上十四歳の登録証だし、携帯義務についても配慮すべきではないか」と説明をし、本人の登録証を見せたにもかかわらず、八木沢らは受けあわず立件しようとした。

さらに八木沢は、急を知つてかけつけた陳さんの父親の登録証の国籍欄が「韓国」となつてゐるのを見て「なんで韓国籍なのに朝鮮総聯を支持するのか」と警官としてあるまじき暴言を吐いた。

だから、ここに事である記事の中には、第一に、本来、外国人登録証の呈示はあくまでも犯罪捜査のような「職務の執行」に際してのみ許されてゐるが、今回の事件は運転免許証の呈示ですむにもかかわらず、外国人登録証の呈示を求めるという職權乱用によつてひきおこされた

というふうに見てゐるわけです。

それから、これは八〇年一月二十四日の、「教員を逮捕、拘留」した。これは茨城朝鮮初中高級学校の教員の李孝一さん。

李さんは東京での所用を終え、十九日午前一時半頃学校に帰るため自動車で首都高速道路西神田口の信号をわたろうとしたところ、信号が変ったので一旦停止した。そこへ覆面パトカーが近づき、信号無視だといったので、李さんが信号が変ったので停止していたとのべた。ところが、警官は一方的に運転免許証の提示を求めた。

警官は李さんが在日朝鮮人であることを知るや、威嚇的に外国人登録証明書の提示を強要した。李さんは服を着替える際に登録証を移し忘れて所持していなかった。

それを知った警官は李さんを麹町警察署に連行し、取調べを行なった。ところが、警官は「信号無視、や外国人登録証の不携帯とは何ら関係のない、学校内の状況や朝鮮総聯と学校の関係などについてあれこれと訊問した。

李さんが関係のないことには、答えられぬと拒否するや、警官は大声で「逮捕する」とおどしたすえ、逮捕、拘留した。

こういうことなんですね。

それから、これは八〇年三月二十日の「朝鮮時報」の記事ですが、

十三日午後六時ごろ、朝鮮大学校の学生A君が、自転車で同校から約三百メートル離れた電話ボックスに電話をかけた途中、パトカーの警察官に呼び止められた。

これは、A君が右側通行していたためだが、警察官はA君が朝大生であることを確認するや、語気を強めて「あれを見せてくれ」と外国人登録証の提示を強要した。

しかし、B君が引き返す前に警察官は不当にもA君を小平署に連行してしまつた。

A君の話によると、同七時頃、小平署に着き、取り調べ室のような所で尋問を受けたが、「外出時間は何時から何時までか」「寄宿舎には何人いるのか」「授業単位はどのように取るのか」など朝鮮大学校の内部に関わることで根ほり葉ほり問ひ質された。

という事で、

とくに今回の事件は、日常生活の範囲内で引き起されたものであり、しかも登録証をすぐ確認できたにもかかわらず、学生を警察署にむりやり連行したもので朝鮮大学校の学生に対する意図的な抑圧行為であると断ぜざるをえない。こういうふうな受け取っているわけですね。

いま申し上げたのは、一方的に向こう側が述べていることで、真相は私にはわからないわけですが、けれども、結局こういうふうな受け取られておるといふことになり、皆述べているところは大きなき持っていないかつたというのが質問の一番の大きな例にとられていますし、あるいはさっきも言ったように、免許証の提示のついでに国籍がわかる登録証を求められる、そこで皆トラブルを起しているわけですね。

さっきも述べたとおり、大半が過失的な単なる不注意的な問題だということに当たるわけですね。しかし、それを持つていなかった場合には、いま言ったような形で立件されて、それで結局刑罰に問われていくという形をとっていく。その不携帯が全体の登録法違反の五〇%を超えているという言い方をしているということになると、やはりこれは考えざるを得ないということ。そういうことによつて、特に反対側、調べられる方の側は、ここで非常な不信任感を持つておるといふことにもなるし、それではその職務執行のために提示を求めている人たちが、そこでやはり差別している人な形で言動があるんじゃないかというふうな考えるわけですが、警察庁の方はいまのこと

についてどういうふうにお考えになつており、そういう問題の取り扱いについてどういうふうな徹底の仕方をしておられるかということですね。人権を尊重して、普通の生活状態の人の人権を見るがとく扱つておるのか、もうその時点から、いわゆる外国人は犯罪者であるというような形のことで取り調べを行つておるのか、その辺、いかがなですか。

○吉野説明員 いま、五つほど例をお挙げになつたわけですが、私、実は全部は承知していたわけではないわけですが、承知しているものだけについて申し上げますと、大分食い違いがあるようにございまして、たとえば一番目の、塩山、山梨の例でございまして、スピード違反を取り締まった際に、外国人登録証を所持してなかったということで、後ほど打ち合わせをして、御都合のいい時間に署に来ていただいて調べをやつて、それから指紋等を取りましたが、これは承諾をいただいで、任意で——身柄をとつておりましたので強制ではございませんので、任意で、承諾をいただいで取らしていただいたというのが真相でございます。

それから、東村山の事案でございまして、これは少年でございまして、十四歳でございまして、携帯義務があるわけですが、たまたま派出所の警察官が、この管内は非常に自転車泥棒の多いところでございまして、そういう観点から警戒に当たつておりましたところ、自転車の施錠のないう自転車に乗つた少年を発見いたしました。いろいろ聞いたのでございまして、要領を得ない、外国人であるということもかわらず持つてないという事で、人がたかつてきては本人の不利にもなるであろうという配慮から、これまた御本人の承諾をいただいて、近くの署へパトカーで任意で御同行いただいたという事でございまして、この事案の場合は、比較的軽微なものでございまして、注意処分が終わつております。

あとの三件については実は承知いたしておらないわけですが、恐らくかなりの誤解がある

のではないかとどうふうにお考えます。

いずれにいたしましても、先ほどから御指摘のよう、血の通つた取り扱いではきぬのかという御趣旨のようでございますが、犯罪ありあるいは法違反ありと思ふせば捜査をするというのは、これは警察の義務でございまして、現場の判断で恣意的に取り扱いを違えるということではできないこととございまして、私どもとしては、法の許す範囲内でできるだけ柔軟に取り扱うように指導いたしております、現場でもそのようにやつておるといふふうに承知いたしております。

御指摘の不携帯の事案につきましても、実は逮捕するようなものは非常に少ないわけですが、大抵は任意捜査あるいは始末書、あるいは先ほど申し上げたように注意処分というふうなことで、事案の軽重に応じて柔軟に取り扱つておるところでございます。

また、外国人に対して差別をしておるのではないかとどうふうにお尋ねでございまして、たしかにこの点につきましても、かねがね、外国人は言うまでもなく言語、風俗、習慣等を異にいたしますので、日本人同士なら何でもないことが、つまらぬ誤解や無用の摩擦を招くことがしばしばございまして、そういうことのないように一線に對しては指導をいたしておるところでございます。

○沖本委員 さっきも述べましたように、日本名の表札がほとんどなんですね。手紙も日本名でやりとりしている。通称ですけれどもね。銀行の口座も日本名なんです。だから、生活の中身なんか完全に日本人としての生活をやっていくわけですね。だけれども、外国人として登録をして管理を受けているというところになるわけですから、日本人のつもりが愕然とするようなことになる、結局はそこで反感を持つてくるということもあり得るわけですね。

この前も述べたことがあるのですが、いわゆる万歳事件、日本が朝鮮半島を管理しておつたときに起つた事件は、いまだに生き残りがい

らつしやるわけです。韓国側にもおるし朝鮮民主主義人民共和国側にも生き残つていらつしやる方がおつて、まだまだそのことをおつしやつてゐるわけです。だから、何かの不都合があるとそういうものが噴き出てくるわけです。われわれは頭からそういうものをなくしてゐるわけです。もう戦争が終わつたと同時に朝鮮半島は独立して、国は二つあるけれども、いま会議を設けて一つの国にならうとしてゐる。われわれも一つの国になるためにお手伝いしなければならぬというような考え方でおるわけです。

日本にいらつしやる方は、そういうふうな歴史的な経過をたどりながら、永住権を持つたり在留許可をもらつて、いま言ったような生活にほとんどなつてゐる。それから、言葉のなまりもいまほとんどないですね。ほとんどなくなつて、日本人としゃべつても変わらないわけです。若い人たちはもう恐らく日本の子弟と変わらなせんでしょう。皆朝鮮語あるいは韓国語をしゃべらないのですから。だから、日本で生まれて日本で死んでいく人たちに変わりはないわけです。しかし、そこで嫌というほどおれは外国人だ、おまえさん方外人だぞというものを認識させなければならぬ。ほんのものがあつたのかということになつていくわけです。

結局は、警察庁の方にも申し上げたいのは、すべての警察官が提示を求める権限を持つてゐるわけでしょう。制服の警官も私服の警官も、警察業務に携わる方、検察業務に携わる方は全部提示を求める権限があるわけですから、それは常時行われるわけですから、それがとりたてて片っ端から職務尋問するような形で提示を求めるとか、あるいは免許証を見たときにいきなりやるとか、あるいは常時顔を見られてゐるけれども、いま持つていないなと思つたときにばつと提示を求められるとか、そういうことが起こると逆のことになつてくるといふことになるわけです。

そういうことですから、刑事局長にも長いこと待つていただいて申しわけないのですけれども、

そういうものが結局は違反だとして事件が検察庁に上がつてくるはずなんですけれども、中身を見たらこれは無理だなと思うものもあるでしょうし、いろいろなものがあると思うのです。ただ、それを警察から持つて上がつてきた内容そのままをうのみにして調査にして裁判所に出すのか、いろいろ検討して、これは問題外だとお決めることになるわけですから、その辺を警察も検察も十分注意して心がけてやつていただければ、日本人的な自覚を持つて日本語をしゃべつて日本人のような生活をしてゐる人たちの人権を傷つたり、その人たちの感情を逆なでするようなことはないようになつてくると思ふのです。そういう点を刑事局長、どういふふうにいまでもとらえておられるか、これからどういふふうにおやりになるか、その辺をお聞かせいただきたいのです。

○前田(宏)政府委員 お答えの前提として、若干数字のことを申し上げますけれども、先ほど来、たとえば外国人登録法違反で半分以上が不携帯罪であるというふうなお話もあつたわけですが、入管局の方からお手元に出しております関係資料にも警察の統計があるように思ひますけれども、それでも大体三割ぐらいというふうになるわけですが、私ども検察庁の方で従来から罪名別の統計をとつておりませんでしたので、今回この法律の改正があるということもございまして、五十六年一月から十月までの分といふことで特別調査というふうな形をとつた統計がございまして、

それによりますと、検察庁の通常受理人員といふものが全体で五千七百三十人でございまして、その中の千七百八十八人、約一九％と申しますか、その程度の者が不携帯であるといふこととございまして、むしろ一番多いのは、登録証明書の切りかえ交付不申請、いわゆる確認の不申請というふうなことになるかと申します。

それから、処理状況でございしますが、不携帯罪につきましては、起訴が千九百七十六、不

起訴が五百九十三という数字になつております。もちろんこの起訴の中の大半、千九百四十五は略式命令による処理がなされておるわけとございまして、

それから、先ほどお話がございましたことに關連して申し上げますと、たとえば居住地の変更登録申請、これは他の市町村へ居住地を変更したとかあるいは同一の市町村へ変更した場合とか、いろいろあるわけとございしますが、これが例の告発に係る事件といふふうに見えていいと思ひますけれども、たとえば他の市町村への変更についての登録不申請といふものでは、起訴が七十七件に對しまして逆に不起訴が百件といふこととございまして、同一市町村内の変更につきましては、起訴が四十二件に對しまして不起訴が五十八件といふふうな、起訴よりも不起訴の方が多いといふような数字もそこに出ておるわけとございまして、たとえば当該市町村から告発がございましたもので、その情状によりまして起訴しないで、不起訴処分にするという数も相当数あるわけとございまして、

そういうふうな前提を若干申し上げた上のごとでございしますが、登録証明書の不携帯罪の取り扱いにつきましては、いろいろと御議論もあるわけとございまして、ただ、先ほど来入管当局から御説明がございましたように、この登録証明書の携帯義務といふものは、それだけ見ますと、一見軽微といふような感もありませんが、証明書を保持しなくても処罰されない、そうすると持たなくてもいい、さらには登録もしなくてもいいといふような一つの悪循環の種にもなるようなこととございまして、そういう意味では必ずしも輕視できない面があるのではないかと申すに思つておるわけとございまして、

ただ、それぞいろいろな事情があることは御指摘を受けるまでもないわけとございまして、たとえば他の違反につきましては先ほどのような形になつておるわけとございまして、検察当局とい

たしましては、それぞれの事案に應じてその情状をよく見きわめまして、起訴すべきものは起訴する、起訴しないで済ませるもの是不起訴にするという態度でこの事件の処理に当たつてゐるところとございまして、今後ともより一層そういうような配慮を加えて適正妥當な処理をいたしたい、かように考へておるところとございまして、

○沖本委員 もつと議論したいのですが、時間がなくなりましたので、お聞きしたい中身はなせ十六歳になつたかといふ点です。大方の意見は十八歳あるいは二十歳にしてほしいという意見があるわけですね。それはいまからやりとりすると時間がたちますからもう省略してしまひますけれども、その点は事務を扱つてゐる方の側からも同じ意見が出てゐるわけです。

それから、指紋の問題です。指紋は、結局感情を逆なでするやうなものだ、だから、その切りかえをしつちゅうやらなければならぬかどうかといふ意見も出ておりますし、そういうものを外してもいいかといふ意見も出てゐるわけですから、これはまだ昼からの御質問でこういう問題がいろいろ出てくると思ひますけれども、この間も横山さんが原票と写票との違いをお見せになつて、大臣も百万通分調べるとおつしやつておられましたけれども、窓口の方では全部手書きだといふのです。手書きのためにとても大変だといふのです。

そういうことで、あさつて参考人に来ますけれども、たとえば大阪市の生野の区役所は、一番多いから十四人でやつてゐるわけですね。十七万人の人口の中で四万三千人が外国人なんです。そのために課長もおるし、係長もおるし、人が十四人もおる。そういうところの人が一番最初に言つたこととは、手書きのために手間がかかり過ぎて困るというところ、それから居留民団の要求で、指紋を取るときはたから見えないように、選挙の投票所みたいな囲いの台を全区へつくつて渡したといふこともあるわけですね。

その他の問題は、結局法務省から、国からもら

うお金が少なくて持ち出しが大変だということもおっしゃっていましたが、こういうものも議論しなければならぬと思います。

あと時間がありませんからこれでやめますけれども、ただ丁々発止の議論で申し上げたのではななしに、あなたの方は管理する側でおっしゃっているわけで、私たちが申し上げたのは管理される者の側の立場に立つて申し上げている。公平な日本人としてこれはどうだろうかという考えで物を申し上げているわけですから、少しは、わかった、いまはどうしようもないけれどもこれからは十分に検討しますとか、そういうものもある程度出てきているのじゃないか。大臣だけがわかったような顔をなさるのですけれども、その他の方はわからぬぞといつて、絶対おれのところの方がベターだというふうに聞こえがちなんです、言葉のやりとりの上でそういうことではなしに、そういうもののがやはり窓口に影響していくと思うのですがね。その辺を十分配慮してやっていただきたいと思ひます。

じゃ、これで質問を終わります。

○太田委員長代理 午後二時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時一分開議

○中川(秀)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岡田正勝君。

○岡田(正委員) 大臣、最初にいまから私が申し上げますことをちよつと聞いておいていただきたなと思います。これは韓国の現役の国会議員のひとりにあつたとき、法務委員会が質問があるんならそのチャンスにこういうことをぜひ大臣にお伝えしたいという御要望がありましたので、質問の内容に大体ラップしておりますので申し上げておきたいと思つております。

これは外国人といわゆる住民という問題点についての語り合いです。韓国の国会議員さんがおっしゃっていますから、そういう意味でお聞き取りください。

韓國籍でありまして、もちろんこれは外人ということでありますが、日本社会の一部を構成している住民であることには間違ひありません。住民なればこそ納税の義務を負っているのでありまして、韓國の協定永住になりました人たちは単なる観光客ではないはずであります。それも特殊な過去の遺産といひまして、数十年前から住民とならざるを得なかつたという経緯があります。しかし、結局のところは住民として扱われてはいないといふところに今日の問題の本質があるのではないでしようか。住民といふのはその社会で生きているといふことでありまして、その社会に貢獻するといふことではないでしようか。人間が生きていくためには、自由と平和と安全と、生活の基本的な要件が満たされておらなければなりません。しかしながら、永住外国人は、この場合協定永住の韓國人の方のことでありますが、それは別だ、その限りにあらずといふのであつては、協定永住の在日韓國人は永遠のエトランゼでしかおられないといふことになるではありませんか。

問題はここにあると思います。在日韓国人は永遠に行政上の対象からはぐれて、ただ管理の対象以外の何物でもないということなのであります。うか。住民としてなら住民登録だけでよいはずではないでしょうか。なぜ更新期三年が五年になるものでしょうか。なぜそのたびごとに指紋の押捺が必要なのでしょう。どうしてこんな発想が生まれてくるのでしょうか。永住権を与えておりながら、強制退去というのは一体どういう発想なんですか。住民としての貢献度は無視されて、繁栄と福祉は日本人だけが享受するということなのではないですか。内外人平等の原則がうたわれ、世界人權規約を批准し、難民条約に加入した真の民主主義の進化のために、永住許可の在日外国人に対して永遠の観光客扱いはやめていただきたいの

うなれば金融、福祉、社会保障、教育、就職の差別も根本的に解決ができるだけではなくて、いままゝの選挙制度を進めて、スウェーデンやスイスのように、三年以上住んでおる者であれば外国籍の者であっても地方自治体における選挙権、被選挙権の獲得も可能になるのではないのでしょうか。

そこで、仮称外国人登録特別法を制定して、永住許可の出た在日韓国人を遇していただきたいのが、いかなるものでありましょうか。たとえば、日韓地位協定に伴う出入国管理特別法が制定されたように、証明書の常時携帯、提示義務等はなく、住民登録でいくというような特別法をつくっていただきたいが、いかなるものでありましょうか。

実に悲痛な叫びとでも言いたいような話の仕方
でございました。こういうことがいまこの委員会
でいろいろ論議をされておるわけでございますの
で、その点、大臣としても十分頭に置いておいて
いただきたいと思います。

まず、質問の第一でありますが、警察庁の方にお尋ねをいたしますが、外国人登録証明書の常時携帯、提示義務についての問題であります。

日常、証明書携帯に關するトラブルが最も多い。これは先ほどの沖本議員からも御指摘のあった問題であります。が、ほとんど交通取り締まり警官の問題ですね。交通取り締まりの警官から運転免許証とあわせて証明書を提示せよと求められることが一番多いわけですが、この証明書を提出することについては、運転免許証そのものが登録証明書がなければ発行されませんね、つくられませんか。ということになれば、登録証明書がもととなって運転免許証が出ておるのであります。それから、運転免許証を提示しなさいといつて提示したところ、それ以上の提示を求める必要はさらになく、というふうに私どもは思うのでありますが、この点の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○吉野説明員 答えいたします

交通取り締まり等で運転免許証の提示を求める

ことがございますが、その際に、外国人であれば必ず外国人登録証の提示を求めるということはないわけでございまして、やはりそこには合理的な理由なり必要性というものがありまして、それに基づいて提示を求めるわけでございます。

お尋ねの趣旨、外国人登録法に基づいて運転免許を出すというのは確かに仰せのとおりでございますけれども、御案内のとおり、運転免許証に記載している事項と外国人登録証に記載している事項とは違つてございまして、たとえば在留資格とか在留期間とか、運転免許証にはないものがございまして、状況に応じてはそういうものを確認する必要があります。そういう趣旨で、必要に応じまして拝見させていただきます。

○岡田(正)委員　再度お尋ねをいたしますが、交通取り締まりの關係で免許証を提示せよということとがよくありますね。スピード違反だ何だというようなことがありましたときに運転免許証を提示せよというのは、これは日本人であつても当然のことです。から、ドライバーはその旨に従わなければなりません。だが、それを提示したときに、おや、これは字が三つだなどというので、もうほとんど習慣的に、証明書を見せなさい、持つてくるのか、こういうふうになつてくるのが大体普通のようでございます。

それで、私が言うのは、そういうことはやめて
 いただきたい。だから、交通に関する問題である
 ならば免許証で十分ではないか。それから、スピ
 ード違反その他でさらに深くせんざいをしなけれ
 ばならぬというような問題があるときには、その
 車に当然常置してあるべきはずの車検証を見れば
 十分ではないかというふうに思うので、交通取り
 締まりのときになぜ免許証以外にこの証明書を見
 せるという用事が出てくるのだらうかと、非常に
 不思議でたまらないのです。その点はいかがで
 ございますか。

○吉野説明員 交通取り締まりのときに、おつし

やるところによりまして、自動的に外国人登録証の提示を求めているのではないかとお尋ねと思ひますけれども、そういうふうな指導はいたしておりませんし、私も承知している限り、現場でもそういうことはやっていないというふうに理解しております。その際に何らかの必要があったら、提示を要求する必要がある場合に求めるというふうに承知いたしております。

○岡田(正)委員 そういたしますと、重ねてお尋ねをいたしますが、あなたは登録証明書を持っていますか、見せてくださいというような場合は、たとえばどういうときでしょうか。

○吉野説明員 これはいろいろな場合があるかと思ひますが、たとえばどうも挙動が不審である。いわゆる職務質問一般に当てはまることでございませうけれども、挙動不審であるとか、それからこれも実際にあった例でございませうけれども、免許を持っていないで、しかもスピード違反をしておつたという事例を検挙いたしました際に、話をしておるうちに外国人であることがわかつた。これは当然事情の性格からいつて提示を要求したというのがございませう。

○岡田(正)委員 それでは、再度確認しておきますが、警察庁といたしましては、交通取り締まりのときに免許証の提示を求めることは日本人と同様であるが、そのときにその都度証明書を見せろなどということは安易にやつてはならないということ、そういうふうな指導をしておる、これは現場もそうやつておるはずだという御答弁であつたと思ひますが、間違ひございませうか。

○吉野説明員 交通の取り締まりの際に自動的にめつたやたらに提示を求めるということではなくて、やはりそこにおのずから必要性がある場合があるわけでありまして、その必要性に基づいて提示を求めなさいということを指導いたしております。

○岡田(正)委員 では警察庁、どうもありがとうございます。それでは、それに関連をいたしまして法務省の

方に質問をさせていただきます。

ただいま警察庁の方から答えがありました。が、警察庁のお答えでは、自動的にその都度見せろというふうなことがなにかやつていないよ、そんなことは指導もしていないよ、現場もそんなことはやつていないよ、よほどのことが何かあればの話だということなことでございませう。ということになりますと、その他の場合にありまして、登録証明書の常時携帯あるいはそれを提示するというのは余り意味を持つていないと思ひます。この点、常時携帯あるいは提示義務というのはやめたかどうかというふうには私は思ひますが、見解をお聞かせください。

○大蔵政府委員 外国人登録証明書の常時携帯は、私も入国管理、外国人の公正な在留管理をやつております者の立場からいいますと、どうしても必要でございませう。なぜかと申しますと、それは第一に不法入国者を取り締まる必要があるというところでございませう。それからその次に、不法残留者という者がおるわけでございませう。

それでは、不法入国者というのはどんなような状況かと申し上げますと、確かに戦後のあの混乱期に比べますと、不法入国者の数は減つておるかもしれませんが、摘発される者の数は、三十年前に比べますと大分減つております。しかしながら、現在でも毎年六百件近い、年によつては千件近い摘発件数があるわけでございませう。その摘発されたケースについては、たとえば一人の不法入国者がつかまつた場合には、実はつかまつてない人がその数倍もいるんじゃないかというふうな調査もあるわけでございませう。と申しますのは、三十年から四十八年にかへます三百四十名の不法入国者をチェックしましたところ、こちらの質問に答えてこの人たちは、自分たちが不法入国したときには何人連れであつたということを陳述しているわけでございます。そこからいまして、つかまつた人に対して少なくとも数倍の人が実は潜在不法入国者として日本に入つてゐる、こういうふうな考へてゐるわけでございませう。

それから、不法残留者でございませうけれども、これも実は年々非常にふえておるわけでございませう。恐縮ですが、不法残留者の数は近年千人を突破しております。昭和五十二年には七百一十六名でございましてけれども、五十三年には千三百名、五十四年には九百八十七名、五十五年には九百七十三名、五十六年には千九百九十三名となつております。これはその大部分が在留期間を超過して残留するものでございまして、東南アジアの方から入つてきてゐる女性の人たちがこの大部分に当たるわけでございませう。そのほかに、在留資格取得許可を受けずに残留する者というのが毎年百名から二百名おられますけれども、これは不法入国者の子供で在留資格を受けることができなかった、そういう人たちがございませう。

したがひまして、こういう不法入国者、不法残留者というものを防止し、それから摘発するということのためには、どうしても外国人に登録証明書を持し、常時携帯してもらわなければならないという事情がございませう。外人の大部分の方はもちろん、ほとんどすべての方は何もうる罪を犯しておられない方々でございませう。しかしながら、私もいたしましては、こういう現状にかんがみましてどうしてもこの制度は維持する必要があると思ひます。

なお、そういう通常の外国人はその登録証明書をその場で提示することによつて、自分たちは正規に在留する者であるということを即座に証明できるといふ面もあるわけでございませう。

○岡田(正)委員 そういたしますと、局長の言われることもわかるのです。なるほどなあ、そういうことは困るだらうなあという、不法入国あるいは不法残留、もう大変困つたことですよ。よくわかるのでありますが、さて、それが実際に事件となつてつかまえられるにいたしまして、言い方が悪いかわかりませんが、年間千件ぐらゐなものでしょう。そうすると、実際にはこれをつかまえる手段としては証明書、いわゆるその他の何十万

という正常な人たちが、そういう不法在留者あるいは潜在者、入国者の不法者のためにいつも何となく虐げられたような、おまへたちは違ふんだぞと言わんばかりの取り扱いをしよつちゅう受けなければいかぬのです。これは局長さんあるいは大臣のように雲の上の人のようになってしまふと、まずそんなことは覚えがないでしようけれども、これは嫌なものです。

だから、実際には、それをつかまえるというのは何かの動機があつて、これはたとえばさき警察庁でおつしやつていましたように、挙動不審だとか何とかいって職質をかけた、そういうところが、持つていかなかった、あるいはその期間が過ぎておつたというようなことがある。その場合に初めてつかまゐるわけでありまして、それ以外、のべつ幕なしに、道を行く人を見ておつては、話、言葉、アクセントに耳を傾け、あるいは面構えを見て一々呼んで職質をかけるということとはとてもできぬでしよう。何かのチャンスといひますか、何かの動機でつかまゐるのでありますから、そういうごく少数ないチャンスのために、摘発をするために、その証明書をみんな持つて歩かなければならぬというのは大変不便なことであり、住んでおつて大変不自由ですね。自由でないですね。

特に、きょう私がずっとこれから書いていこうと思ふのは、協定永住者あるいは永住権者になつた人、そういう人たちのことです。そういう人たちがと思つて聞いてください。一時在留でよいと来ましたがたまたまという分ではあります。そういう分ではないのです。だから、短期の滞在者ならパスポートとかあるいは特在の許可書とか、そういうものは当然持たなければいかぬでしよう。だけれども、協定永住あるいは永住権者になつた者まで、何で持つて歩かなければいかぬのか、これ不思議でいかぬのです。

それで、その何十万のうち何万分之一かに出てくる、あるいは何千分之一かに出てくるその摘発されたときに一人おつたからというこのため

に、何千人という人、何万人という人、何十万という人がしょっちゅう持つて歩かなければいけません、それを持つて歩かなければいかぬと規定するものだから、今度は持つておらぬと不携帯罪だ、こうなってくる。だから、こういう規則はわれわれ人間がつくるのですから、お互いが努力と工夫をすることによって不自由をなくしていくということ、やはり私は政治じゃないかと思うのですよ。

そういう点で、どうしても持つておらなければならぬという理由がどうも私はまだはつきりしないのです。ただいまの御説明では、わかるような気がするが、何十万のうちの、いわゆるいまの一般の外国の旅行者なんかをいれまして百万を超えるのでしよう、その百万を超える人たちの中で、一年間に千人でございましょう。百万人のうちの千人ですよ。私は、普通の一般犯罪の犯罪発生率からいっても少ないのではないかと思いますよ。そういう者のために、まじめな、善良な人たちがいつもそうやってスタンプを押したようなものを持つて歩かなければいかぬということは、これは悲しいことだと思えますね。

○坂田国務大臣 われわれ国会議員もバッジをつけていますね。私も三十何年やつておるわけです。やはりときどきこれを忘れることがあるのです。そうすると注意されるのです。確かにおっしゃる通りに、おれを知らぬかと言いたいような気持ちになるのですけれども、しかし、守衛さんはそれを任務としておられる、そしてこれを持たないといふのはならない、こういうことですね。そこで秩序が保たれておる。これは一つの例。

それからもう一つは、運転免許ですね。これは日本全国とすると相当の数だと思ふのですが、これは運転する限りは常時携帯していなければならぬと思ひますね。そして、それを停止なんかで、持つてゐるか持つてゐないかとやられた場合、あれは何か罰金ですか、やられるというところでございまして、しかし、ちゃんと持つておれば身の潔白が直ちに証明される。つまり、大部分の

人はそれを持つてゐることによって非常に安心感がある。それから、やましいことがあると非常に不安や何かあるのじゃないかと私は思うので、先ほど局長が答弁しましたように、犯罪の件数は非常にわずかにだけども、それはむしろ何十万という健全な外国人のいるいはまた永住されておる人たちの守るために、あるいはその自由を証明するために、それさえ持つておれば全く日本人と同じように活動ができるということになるわけなんです、むしろそれはいいことじゃないか。それだからこそ、単に日本だけじゃなくて、諸外国においてもそういうことはちゃんときちんとしてゐる。国情によつて多少違いはありましよう。

そういうわけで、基本的にはこの携帯義務というものは、少なくとも外国人である限りは、むしろその人の潔白を主張するために必要だということに私は思ふわけです。ですから、各国によつて事情は異なるけれども、そういうようなことがあるのじゃないかと私は思ふのです。

○岡田正委員 大臣から積極的な御答弁をいただいて大変恐縮しておりますが、一つのこと例とされておりました。それで、バッジをはめていなければ困りますと、たとえ大臣であつても衛視の人に文句を言われる。これはいわゆる国会の中の秩序を立てるために必要とされておるわけでありまして、その安全確保のためにやつておると思うのです。

ところが、実際にはどうかといふと、私が言いたいの、協定永住あるいは永住権を取つた人、こういう人たちは日本では生活してくだいよ、住んでくだいよという許可を受けた人が、たとえば国会へ、ここに参考人に入つてくるとか、あるいは何かの場合だつたら、あなたはどいう方ですか、御身分はどいつて、その身分の關係を調べるために身分証明書を見せてくれといふこと、それはあり得るかも知れません。だけれども、それは自分の都合でございまして、自分の都合でし

よう。だから、たとえば厚生関係で児童福祉の關係の手續をしたいといふようなときに、私はいわゆるこういう身分のものでございまして、私はいわゆる役所で見せるようなときには、必要があれば、そのときは本人が不利益にならぬように、めんどろくさい手續を経ぬでもいいように証明書を持つていけば話は簡単ですよ。そういう物事、手續を簡単ならしめるために証明書を差し上げるのですというならわかるというのです。だけれども、道を歩くのでもふろへ行くのでも証明書を持つておらなければ、ほんと職質かけられて、それで証明書を持つておらぬといつたら、ばちつと今度は罰金でしよう。

運転免許の分、あれは過料じゃないのですか。あれも罰金ですか。そうですか。――反則金だろ。違いますか。

だから、それと同じようなことを考えていらつてやるから、車に乗る者でもみんな免許証を持つておるのだからといふことも一つ引用なさいますけれども、それは車に乗るのには免許証がないと乗れぬから免許証を持つて乗るのであつて、車に乗れる者が外を歩くのに車の免許証は必要としないわけですね。だから、持たなくてもいいわけですよ。同じように、日本人であれば、外を歩くときに何も自分の身分証明書を持つて歩く必要はないのです。身分証明書を提示しなければならぬような場所へ出ていくときには、初めて持つていけばいいのであつて、持つていかなければいけません。うきうきから、時間がかかるから持つていけばいいのであつて、それ以外のときには自分は何も持たない必要はないじゃないか、どこで要するのだから、何で要するのだからといふ気がするので、その点、よくわかるように言つてくだい。

○坂田国務大臣 今度の改正では、御承知のように、懲役がなくなつて罰金だけにしたといふことで、その点を言うなら、先生方の御主張のように、一歩進めたといふことではございまして、そのこと。それからもう一つは、確かに永住許可を受けて

日本人と同じように生活する、そしてできるだけ日本人と同じように自由に、しかも安全に、そしていろいろの便益を受けるというようにしてあげたい。しかし、国籍は、あくまでも日本国籍は持つていないわけですね。やはりこれは明らかに違つてゐるので、そこにはおのづと日本人と違つてゐるはあつたつていいのじゃないかといふことなのです。

確かに、先生のおっしゃる通りに、非常に不自由なことあるいはめんどうなことをできるだけ合理的に整理をして差し上げるということは必要だと僕は思うのですけれども、いま政府委員が答弁しておられますことは、やはり必要最少限度のことであつて、それはむしろその人の潔白を証明する唯一のものだといふふうに思ふわけなので、本當にやましいことがなければ、持つておつて、全く自由に行動ができるのじゃないだらうかと思ふのでございまして。

○岡田正委員 時間がなくなるものですから、どうも十分な突込みができないのですが、登録証明書を所持していなかつたらなぞ困るのか。いまの不法残留者あるいは不法入国者を摘発するのにその身分証明書がないと困るという言ひ分は、一見わかるように見えて、大ぜいの人に不自由を強いてゐるだけであつて、実際には、上がつてゐる効果といふのはそんな大きなものじゃないと私は思つてゐますよ。

だから、協定永住あるいは永住権者になつた者には、どうぞ死ぬまで、一生誰もお住まいなさいますといふことの許可をおつたのでありますから、そういう人たちにまで証明書を出さなければならぬ、持つて歩かなければならぬといふ――一時の短期滞在じゃないのですからね。そういうものを要するは全然ないじゃないか、持つて歩かす必要はないじゃないか。持つて歩かせないといふことになるから、持つておらぬと不携帯罪だ、こうなつてくるのだ。罪をつくつていかなければならぬ。私は、非常に不自然な感じがするのですが、永住権者といふのを当局はどう見てゐるのです

○大蔵政府委員　外国人の公正な管理というのは二つの側面がございます。一つは、言うなれば取り締まり面、規制面でございます。これが先ほどから私が申し上げております不法入国者、不法残留者に関するわけでございます。もう一つの面は、サービス行政と申しますか、そういう面であるかと思ひます。具体的には、入国管理法上でも、たとえば再入国の許可であるとか在留期間の更新であるとか、そういう手続があるわけでございます。

この後者の方のいわゆるサービス行政面、そういう側面に関しては、外国人登録証明書はもちろん常時携帯する必要はないと思います。必要となときにそれを提示すればいいわけでございます。しかしながら、規制面、取り締まり面、不法

入国者、不法残留者を取り締まる、この面に關します限りは常時携帯していただかなければなりません。と申しますのは、挙動不審ということがさつき出ておりましたけれども、そういう人が路上でたまたま警察官に職務質問をされるという場合、もし常時携帯の制度がなければ、そのたびごとに市町村であるとか、そういうところにな々問ひ合わせをしなくちやいかぬということになるわけでございます。また、實際問題として、これはうまく機能しない場合があるのではないかと思ひます。したがひまして、この常時携帯というものは、取り締まりに際して、常に外国人が生活する場で即座にその身分關係、居住關係を把握できるような、そういう仕組みになつていなくちやいかぬということからきてゐるわけでございます。

それでは、わが国に長く在留しておられる韓国人の方々あるいは朝鮮半島出身者の方々、こういう方々は特別な取り扱いを受けてもいいじゃないかということをおっしゃっておるわけでございますけれども、こういう方々といえどもやはり外国人であることは間違いないわけでございます。その場合、外国人の中で在留に至った歴史に基づいて区別するということは、いわば一種の外国人の

間で差別を設けるといふことになりましたが、これは国際的に果たしていいことなのかどうか、そういう原則論の問題はおきましても、實際問題として、こういう方々をたとえばいまの登録証明書の手携帶義務の適用から外すということになりますと、実際には、現在不法入国者とかそういう方々は近隣の国々から來ているわけで、在留外国人の方々となかなか区別がつきにくい、そういう人たちでございます。したがういふ、韓国人あるいは朝鮮半島の出身者、こういう方々を外しますと、實際上、私どもが考えております不法入国者あるいは不法残留者を取り締まるための制度の意味が没却されてしまう、目的を達することができなくなる、こういうふうに考えている次第でございます。

もまた納得ができたのであります。なぜならば、公正な管理を行う上から必要である。その公正な管理をするためには、取り締まり面あるいはサービス面という面から必要である。サービスの面においては常時携帯ということは必要ではないでしょうけれども、取り締まりという面から見たら、常時携帯をしていてもらわねと、規制の關係上大変困る。それで即時に本人の身分が明らかにする制度だから、むしろその方が本人にとつても身のためであるというようなお話でございますけれども、その取り締まりの面で、実際に証明書を見せなさい、こういうような事件が起きるというのはそうしよつちゅうあり得ることじゃないと思ひます。

それなら、日本人だつたらどうするかというこ

とです、挙動不審だということ。たとえば、交通の関係をのけたら、もうほとんど挙動不審しかないでしょう。それは、泥棒に入ったり殺人をしたりしたら、日本人であつても何であつても、証明書を持つておろうが持つておるまいが、同じことですね。そうすると、ありそうなことというたら挙動不審くらいなものでしょう。挙動不審という点においては、外国人だけが挙動不審な動作を

するわけじゃないのであつて、日本人だつて挙動不審な人もおりますわね。精神不安定な人もあるかも知れぬし、何か心配事があるかも知れませんね。きよろきよろするかも知れぬ。そういつときに警察は、片つ端からそれを取つつかまえてはその質問をどんどんやるのですか。そんなことないでしょう。そんなことはわれわれはあり得ぬと思つておるが、そんなに簡単に職質をかけられているとは思いませんがね。ということになれば、そうそうこんな問題があるはずがない。

だから、本人の身のためだつたというのなら、

本人がその証明書を持っておるだけでいいじゃないか、家であろうと何であろうと。それを持つてなかったばかりに二十万なんというのはひどいじゃないですか。これは余りにもやり方がきつ過ぎる。私は思ふます。よしとこゝろで、ふん

る。利根に見えませう。忘れたといふことでは
う。言うなれば、日本語で言うたらうっかりでし
よう。あれつ、うっかりしました、こういうこと
じやないですか、忘れたというの。意識的に、
ようし、きようは警察官とけんかしてやろうとい
うので、家へわざわざボケツから出して置いて
いくばかがありますか。おらぬでしょう。持って
おらなければいかぬ、持つておらなかつたら不携
帯罪になるぞというこゝになつておるとすれば、
それを意地になつてでも家へ置いていく、そんな
ばかは世の中におらぬでしょう。ということは、
悪いことだ、持つてなかつたらやられるぞとい
うことがわかつておつて持つてなかつたというこ
とは、結局うっかりでしょう。持つておる人が持つ
てなかつたという不携帯というのは、うっかりで
しょう。日本語で言ううっかりに対して刑事罰を

科して、二十万も罰金をふんだくるなんというこ
とは、これは正気のさたですか。余りにも取り締
まりの方ばかりが先行してしまつて、おまえたち
は日本へ住ませてやつておるんだ、だれのおかげ
だと思つてゐるんだと言わんばかりの姿に見られ
やしませんか。私自身、この法案を見て非常に不
愉快に思つておるところであります。

これはまた後に讀むことにいたしまして、次に

参りますが、外務省お見えになっておりませんか、これも省きます。

次に、指紋押捺義務の問題でありますけれども、これは稲葉議員の方からもういぶん詳しく質問がありましたが一、二質問をしておきたいと思ふのであります。

これで指紋の押捺というのが、新規登録のときにも要るしあるいは更新のときにも要るというやうなことが、これは更新時期が三年から五年に延びたわけですから、その点は多少の評価は申し上げるといたしましても、この指紋押捺といういかに

も人權を逆なでするような、いわゆる日本人の感情で言つたらまさに犯罪者扱いですよ。こんなことをやる必要はないじゃないか、これはやめたらどうかというふうに私は思つておるのであります。

かゝりかたでありますか。

○大蔵政府委員 指紋制度というものは、申請人が同一人であるということを確認する上で唯一の絶対的な資料でございます。写真というものもございまして、写真の場合には年がたつと顔が変わることもありますし、写真そのものが傷んでくるという面もあるわけでございまして。ところが、指紋に限りましては、生涯不変、万人不同という特色がございます。したがって、指紋制度を採用することによつて、登録の正確性を維持し、登録証明書の不正発給や偽造、変造等を防止するということは、これはどうしても必要であると考えております。

○岡田(正)委員 いま局長自身の口からも言われましたが、指紋というのは永久不動ですね。それだけでも万人不同ですね。ということになりました。

たら、これは一回やったらいいのに、何でそんな
何回もするのですか。

○大鷹政府委員　指紋押捺場所は、登録証明書と
原票、それから指紋原紙と三つございます。登録
証明書は、現行法では三年ごとに切りかえられて
おりますけれども、今後は五年ごとということに
変わります。その切りかえのたびごとにやはり
指紋を押さなければならぬことはおわかりいた

れませんが、わりと知っているのですね。そうです、私は法務委員ですからその方の審査に携わっているのですと私が言いましたら、それならいいときにお会いした、ぜひひとつこれを大臣にお願いしてくれと言われたのです。

どういうことを言われたかというところ、こういうことを言われました。永住権者といういわゆる永住の許可をもらった人は、指紋を押捺するというのは制度として認めてもいいのではないかと私は思う。いわゆる永住を許可するときに、その永住の許可の条件の一つの中に、条件というかそういうものの中の一つに指紋を取っておくということはいいいことでしょう。それは別に抵抗感はない。だけれども、それ以外の者、たとえば旅券でやる人なんかは別といたしまして、一年以上滞在という人については指紋の押捺をしていただきます、今度の法案ではこうなっています。その一年以上滞在なさる方という中に、実は外国人の中でも私は決して人種差別とか職種の差別の意味で言っていませんから、大臣、誤解しないで聞いてください。外人の新聞記者あるいは外国人の大学教授、そういうような人たちは一年以上という人もたくさんおりますけれども、一年以上という

人もずいぶんおるのです。そういう人たちもこれは例外なしに指紋押捺でございましょう。国際世論、大変悪いそうです。日本という国は一体何という国だ、われわれのような——その人の立場から言えばちよつといいつもりでしょうけれども、とにかくわれわれのような立場の者まで犯罪人扱いをして何だ、ひどいことをするじゃないかという気持ちが強いです。

だから、サインでいいじゃないですか。サインにしたらどうですか。何万ドルというトラベラーズチェックだって、委員長御承知のように、サインだけで全部通るわけでしょう。それが何でサインでいけないのだからか、どうして指紋を取らせ

るのだらうか、日本という国は野蛮な国だな、こういう言い方をしておられました。

この二つを特に大臣に伝えてほしいということ

を言われましたので、この際申し上げておきますが、大臣、どう思われますか。(ドイツで指紋制度あります、大臣と呼ぶ者あり)

○坂田国務大臣 詳しくは政府委員からお答えを申し上げたいと思うのですが、先般の稲葉委員の御質問でむしろ御指導いただいたわけですが、たとえばイギリスにおいては主体はサインだ、しかしながら押捺もやっておる、こういうこととです。それから、アメリカの場合でも多くはやはり押捺をやっておるということなので、必ずしも先進国に例がないわけではないことを私は聞きましたし、また、うちからも説明を聞いたわけなので、やはりそれぞれの国の習慣があるわけですね。自分のところはサインで済ませていく、ところが日本へ行ったら押捺をやられた、これはけしからぬ。これは、たとえば私たちが外国人として向こうへ行つたときに、自分たちの習慣に合わない、けしからぬ、こう思うのも常なんですから。だから、日本が千年ばかり言うならば鎖国みたいな状況で、ほとんど国際的なことに関係しない人たちがやつたことはありますけれども、国民同士がやつたというのは最近のことだろと思うのでございます。

(熊川委員長代理退席 中川(秀)委員長代理着席)

そこで、やはりこれはお互いの文明あるいは伝統、習慣、それをよく理解していかなければならないのであつて、必ずしも押捺をやつておるからけしからぬと一概には言えないんじゃないだろうかというふうに思います。詳しいことはちよつと政府委員から。

○大蔵政府委員 指紋押捺でなく署名でいいんではないかという御意見でございしますが、ただいま大臣からお答えになりましたことに特につけ加えることはないでございします。

私どもも、申請人の同一人性を確認する方法として署名による方法というものは、日本のような国、それから日本における在留外国人の大半を占める韓国、朝鮮等含めましてアジア諸国において

は、署名というものの習慣がございせん。また、指紋ほどに絶対性を有するものでもないわけでございます。私どもとしては、これはわが国には適さないものと考へております。

ただいま米国について大臣からお話がございましたけれども、世界諸国から移民を受け入れていくアメリカも指紋制度を採用しておるわけでございます。今度A D I T制度という新しい登録証明書が開発されて、昨年から実施されております。いわゆる昔のグリーンカードをコンピュータ化したわけでございますが、これも署名と指紋とが一緒に並んでおさめられることになっていくわけでございます。

それでは、こういうアメリカのほかに指紋押捺制度というものはどうなんだろうか、各国の制度でございしますけれども、指紋押捺制度を採用している国というのはかなりございします。御参考までに申し上げますと、インドネシア、韓国、フィリピン、メキシコ、アメリカ、アルゼンチン、ブラジルでございします。それから、サインができない場合、署名ができない場合に指紋の押捺制度を採用している国というのは英国でございします。そのほかに、これ以外の制度で指紋押捺制度を持つている国といたしましては、たとえばヨーロッパのオランダがございします。これは身元確認のため必要と認められる場合に行つております。それから、スウェーデンでも一般外国人に対して押捺義務を課しておりますけれども、有効なる旅券等を所持してない者、政治亡命者、難民、こういう者に対しては課しているようでございます。香港では指紋押捺制度は外人登録制度上はございしませんけれども、いわゆる身分証明書を携行しなくちゃならない、その身分証明書には押さなくちゃならないことになっております。

それから、特に具体的に御指摘のあった西独でございしますけれども、西独については指紋押捺制度はございせんが、しかし、身分または国籍に關して疑いのある場合には、強制的に鑑識調査を実施できるため、その際に指紋押捺を強制できる

可能性があるというふうに言われております。

他方、指紋押捺制度を全然採用していない国は、国の名前を申し上げますと、中国、豪州、オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、ルクセンブルク、ギリシャ、ノルウェー、スイスでございします。

○岡田(正)委員 指紋押捺の件については、これは非常に重大な問題でありまして、もつと質問をしたいのでありますが、他の委員の方の中にもずいぶん専門的に御質問があるようでありますから、本件につきましてはこのぐらゐにさしていただきます。

ただ、私どもとしても指紋押捺ということに対しては大変な抵抗感を持つておるのであります。韓国の国会議員の方々の要望も非常に強いものがあります。それから、居留民の人たちの御意見を聞いても一番嫌なのが指紋押捺だ、それと常時携帯、それを忘れたら今度は二十万、これはひどいではないかという不満の声はごうごうたるものがあります。

それから、これは稲葉委員の御質問の中にもありましたけれども、十四歳がなせ十六歳なのか、どうもよくわからぬ。とにかく社会生活が営めるようになる年齢というならば、稲葉委員も言われましたように高等学校を卒業するといふときがほとんどじゃないのか。いま日本の状態を見ましても、大学への進学率は四三%ぐらいでありますけれども、高等学校への進学率というのはもう九四%程度に上つておるわけですから、言うならばもう義務教育に近いような感じになつておるわけですから、ほとんどの者が高等学校を出てから社会に出るというのが普通ではないかというふうに考えますと、十六歳という年齢は非常に低過ぎるのではないかというのを私どもも考へております。

それから次に、登録事項の簡素化の問題でありますけれども、登録事項がめつたやたらに多過ぎる、しかも手書きをしなきゃならぬということ、先ほど御質問がございましたね。これの中

で、具体的に申し上げますと、第四条の九号と十九号に「職業」それから「勤務所又は事務所の名称及び所在地」についての登録、これをするようにしてあります。このことにつきまして大変皆さんが困つておるのです。このたびに届けに行かなきゃいけません。届けを忘れると今度はいわゆる不申請罪かな。とにかく何でもかんでも罪がつくわけだ。忘れたら罪、うっかりしたら罪、何でも罪なんだ。それでどんどん罰金持つてこいだから、とにかくこれはひどいです。

職業とかあるいは勤めておる事務所、あるいは事務所の名称や所在地、そういうものをやるというものは、正直に言ひまして、日本におられる韓国人なんかには言ひませうと、まだ社会的な身分というものが實際には口ほどのことはありませんね、やはり差別を受けておるとしか言われない状況にあります。今日も状況も。そうすると、やはり職業をこころとかわることも非常に多いですね。その職業がかわるたびに届けに行かなきゃいけなわけでしょう。そうでしょう。職業がかわつたりあるいは事務所がかわつたりというようなことは届けなくてもいいんじゃないでしょうか。届けるんでしょう。届けるんですか。罰金は要らぬのですか。いかがですか。

○大蔵政府委員 職業、勤務先、これは外国人登録の二十の登録事項の非常に重要な身分關係に關する事項でございします。なぜこれが大事であるかと申しますと、これは結局、具体的に言えば、資格外活動の取り締まりのためにどうしても必要なのでございします。

最近、この資格外活動の案件というのは急増しております。恐縮ですが、数字を引用させていただきますと、五十四年には三百四十四件だったものが、五十五年には四百六十二件、五十六年には六百五十五件、これだけの数が摘発されているわけでございます。そこで職業、それから勤務先につきましては、変更があつた場合には十四日以内に届けをしなければならぬ、こういう

う規則になつてゐるわけでございます。

なお、このほか、いわゆるわが国の労働行政のために、外国人の職業、勤務先等のデータは重要な役割を演じていると承知しております。

○岡田(正)委員 この職業の関係あるいは事務所の関係等について必要かといつたら、資格外との取り締まりのために必要である、資格外と、こういうことでありますが、この資格外というものは、一体何のために必要なんですか。何の資格ですか、これは。スパイの資格ですか。

○大蔵政府委員 資格外活動の一番典型的な例は、いわゆる観光査証、入管法の四一―四と言つておりますが、四条一項四号、これの観光査証、短期滞在査証と名前が変わりましたけれども、これを容易に簡単に取得して入つた外国人が、観光の目的を逸脱していろいろな仕事をやる。その中には、例のバーとかキャバレーのホステスをやるとか、そういう人たちがいるわけでございます。そういう意味で社会的な問題も引き起こしているわけでございますけれども、一番典型的な例はそういうものでございます。

○岡田(正)委員 観光査証で入つてきて、それが有効なのは一体何日ですか。

○大蔵政府委員 通常九十日でございます。もちろん更新できる場合もございます。

○岡田(正)委員 私が言いたいのは、永住権者の人であつてもみんな同じ扱いでしよう。永住権者の場合は項目が十一に減つておると言つても、自分の関係で職業と事務所、この関係はやっぱり届けさせるのでしよう。もしそれが変わつたら十四日以内には届け出をさせるのでしよう。届け出をせなかつたら罰金でしよう。観光客と全く同じ扱いでしよう。私はこれを言うのですよ。何でそんな画一的なことをせねばいかぬのかと言ふのです。観光の目的を持って入つてきた者が日本人の職業を奪い取るようなことがあつては労働行政上も大変問題がある、だからあなたの職業は、あなたの勤める事務所は、こうなるのだけれども、観光客で入つてきた者が、実際にはどこかの事務所

へ勤めてサラリーをもらうんでしようかね。何でこんなことを資格外取り締まりと言ふのですか。私は全然これは感じが、何遍読んでも一つもびつたりこないのですよ。何で要るのかな。ちよつともう一遍教えてください。

○岡田(正)委員 日韓の法的地位及び待遇に関する協定に基づく協定居住者あるいは昭和二十七年法律百二十六号二条六項に基づいてわが国に居住している方々、それを中心として御質問だというふうな伺ひましたので、その点にしばつてお答え申し上げます。

なおその前に、先ほど登録課長の方から、これらの人々については外国人登録法第四条に定める二十の登録事項は十一だといふふうに申し上げましたが、別にこれは法律で十一にしほつておるわけではございません。と申し上げましたのは、二十の登録事項のうち、一の「登録番号」とか二の「登録の年月日」といふのは、これは市町村の窓口で書くわけでございまして、申請者が記載するわけではございません。一番最後の二十の「市町村の長の職氏名」、これも同じことでございます。それ以外に、「国籍の属する国における住所又は居所」とか「上陸した出入国港」だとかあるいは「旅券番号」とか、こういう点につきましては、わが国で生まれ、またわが国で育つたといふのがこういう人たちの二世、三世の人たちでございますから、現実に登録事項ではあつても、実務の運用の上は斜線を引いて登録証明書あるいは登録原票に記載しておらない、こういうことが申し上げた趣旨でございます。

御質問の本論に移らせていただきますと、まず大前提といたしまして、外国人登録制度といふものの果たしておる役割りといふことを簡単に御説明させていただきます。御承知のとおり、外国人登録制度が始まりました当初は、戦後の混乱期でございまして、多数の二重登録あるいは虚無人登録、俗に幽霊登録と呼ばれておりましたが、そういうことがございまして、非常に混乱を来した時期でございました。ま

た、当時は主要食糧の配給ということに果たした外国人登録の役割りといふものも無視できなかったわけでございます。

わが国も戦後長期間を経過いたしました、国際的地位の向上とかあるいは国際交流の活発化といふようなことに伴つて、委員御承知のとおり、昨年の通常国会におきましては難民条約への加入に伴う関係法律の整備に関する法律によりまして、年金制度につきましては国籍要件を撤廃する、児童扶養手当とか特別児童扶養手当につきましても同様の制度がとられておることは御承知のとおりでございます。広く言いますと、社会保障あるいは社会福祉制度の上で外国人登録の果たしておる役割りといふものが、近時非常に重要になつてきたわけでございます。医療給付とかあるいは雇用保険法などに基づき給付なども同じでございます。

私が何を申し上げたいかと申しますと、登録事項のうちの職業とか勤務所の名称及び所在地といふような点につきましては、いま申し上げましたような各般の社会保障措置、行政措置をとる上で、むしろ永住的な資格で在留していただいております外国人の方々の利便にも沿うところがあつて、そういう点が多いといふことを申し上げたいわけでございます。

窓口でこういう方々が申請に行かれますときに、登録証明書に記載してございまして、市区町村の窓口に行つて登録済証明書を取つてきてくれといふことを言わざるを得ません。そういう方々は、市区町村の窓口でいま言つた必要な登録事項についての登録済証明書を取得して各種の給付行政の窓口に行かなければいかぬといふことになるわけでございまして。そういうことも、もちろん勤務時間外とかあるいは日曜祝日といふようなことは、そういう要望には沿えませんが、先生御承知のとおり、現在機関委任事務として外国人登録事務を取り扱つていただいております市区町村の窓口は、いかにして業務を簡素化し、また合理化し、財政支出を軽減化するかといふようなこと

とで非常に苦労しておられるところでございまして。そういうところにまた多数の登録済証明書の申請案件が殺到するといふようなことになりまして、われわれの立場からいいますと、外国人登録事務の委託費の問題にも絡んでまいりますし、いろいろ市区町村に過大の負担をかけるということになります。これは外国人登録証明書あるいは登録原票にそれぞれの記載が登録事項としてあることによつて、非常にスムーズにそういう方々の利便にも沿うゆえんであるといふふうに考えておるわけでございます。

○岡田(正)委員 いま審議官からも御答弁があつたのでありますが、私は、証明書を持つたといへば福祉関係の申請に行くといふようなときには、登録のいわゆる証明書、証紙といひますか、写しをもらつてきなさいといふようなめんどろなことをせずに、証明書を持つていけば非常に簡単にサービスがしてもらへる。だから持つておかなければいかぬのだという御意見、これは自分の必要があるから、証明書を持つていくのはわかるというのです。それはいいと言ふのです。自分が少しでもサービスを上上してもいいと思つて持つていかなければならぬところへ持つていくといふのはいいと言ふのです。だけれども、取り締まられるために証明書を持つて歩かなければいかぬといふことはやめた方がいい。私はそういう意味のことを言つてゐるのです。

それで、いま私がここで質問してゐるのは、職業と事務所です。この職業と事務所、いわゆる勤務先をかわつた都度二週間以内に届け出をしななければいかぬといふことは、あの人たちは、大変失礼でございましてけれども、われわれ日本人のものよりは一層職業が不安定でございまして。いま皿洗いをやつてゐるかと思へば、その次の月には今度はボーイタビの助手に行つてみたりといふようなことが多いのです。それを一々二週間以内で届け出しようとしたら大変です。何のために職業や勤務先の届け出が要るかと言ふのです。これは観光客なら話は別ですよ。別だけれども、もう

協定永住権を持った人とかあるいはその子とか孫とかいうような人たちが、何でもそんな職業や事務所なんかを一々二週間以内に届け出なければいけぬのか。日本人と同じように住民登録で十分じゃないかというふうには思ふのであります。だが、時間がありませんので、これでこのところはやめさせていただきます。

そこで、せっかく人事院の方がお見えいただいておりますので、一つだけ質問をさせていただきます。

政府の方から出ておりますところの在日の韓国あるいは朝鮮人の問題のことでありますが、これは国家公務員あるいは地方公務員に採用してもらえるかどうかという問題について見解が出ております。昭和五十四年四月、政府は一体どういう見解を出しておられるかということ、まず冒頭に教えてください。

○白戸政府委員 お答えいたします。

当然の法理をいたしまして、公権力の行使あるいは国家意思の形成への参画に携わる公務員になるにすぎません。日本国籍を必要とする、しかし、そうでない公務員についてはその必要はないという見解があるわけでございます。

○岡田(正)委員 いまおっしゃいましたとおり、公権力の行使あるいは公の意思を決定する機関というものは、いわゆる国籍の禁止ということとはやっていないということでございます。

さて、そこでまず人事院の方に一つお尋ねしておきたいと思うのは、ちよつと具体的にになりますけれども、国家公務員について具体的に、たとえばこの職階あるいはこの職階についてはよろしいよというふうなことをお決めになっておりますか。あるいはどこが決めるのですか。

○白戸政府委員 ただいまの国家公務員のうちの公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる者に該当するかどうかという点につきまして、やはり官職の職務内容を検討いたしまして個別具体的に判断する必要がある、こういうこと

で、一般的にその範囲を確定するということが困難でございますので、それはいたしておりません。

○岡田(正)委員 いま、一般的にどの職階、どの職階ですというところは区別をしております。ただそういう問題が起きてくれば個々にそれを調べて判定いたしますということでありまして、これは雇つてもよろしいということを決めるのは、最終的にはどこですか。

○白戸政府委員 ただいまの判断をいたしますのは、やはり第一的にはその官職の職務内容をよく知悉しております任命権者ということになるわけでございますが、その任命権者において判断が困難であるという場合には、私ども人事院の方に尋ねてみることもございまして、またさらに、その場合に私どもとしても判断に迷うというようなときには、法制局等とも意見交換をいたしながらその決定をいたしていく、こういうことでございます。

○岡田(正)委員 それでは、もう一遍確認しておきたいと思ひますが、国家公務員法並びに地方公務員法の二におきましては、国籍条件はないものと理解をしておりますが、そのとおりですか。

○白戸政府委員 国家公務員法あるいは地方公務員法の中に国籍をその条件とするというような規定は入っておりません。

なお、ただ実は外務公務員の関係につきまして、外務公務員法の第七条にその規定がございます。

○岡田(正)委員 それでは、これは自治省の方にもなるかと思ひますが、あるいは人事院と両方にかかわるかわかりませんが、地方公務員についてでございますけれども、地方公務員法については、いま人事院の御回答がありましたように国籍条件はない、国家公務員にもない、あるのはいわゆる外務公務員に對してあります、こういうことでございます。

さてそこで、地方公務員においては国籍条件を明示してあるところがあるかどうか。これはたと

えば私どもの漏れ承つておるところでは、これは先ほどの国の方にも関係がありますけれども、今回、国立大学の教授については今度新しく法律が出ておるようでありまして、これはもう触れないことにはないと思ひますが、地方におきましては、小中高、それから大学、こういう関係におきましては、まことに奇妙な感じがすると思ひます。どういふ現象が起きているかと思ひます。と、国籍条件を明記してある都道府県が三十と聞いております。それから国籍条件なんかはあります。この十七都道府県におきまして、すでに二十九人の先生方が教鞭をとつて現地指導に当たつておるわけでありまして、不思議なことに三十の都道府県では国籍条件を明示してある、日本国籍を保持しなければならぬ、こういうふうにしてあるから、試験に合格したつて日本国籍を得なければ就職できませんよ、こうなりますから、もう頭から試験を受けさせない方が親切ではないかというので、試験を受けさせないようになつておる。

これは一体どうしてこうなつたのかということ、いろいろ調べてみますと、実は外国人を学校の現場で雇ふというところは、公務員の当然の法理である公権力の行使に抵触する部分があるという見解を文部省が出したと聞くのです。そのために全国で三十の都道府県がざあつと外国人締め出しの方法をとつておるというふう聞いておりますが、私の間違ひでしょうか。それがもし間違ひでないとするならば、いま人事院の言われたことと文部省の言われることはその見解がまるつきり違ふことになりまして、どういふことになりますか。

○横瀬説明員 お答えいたします。

公立の小中高等学校等の教諭の職務でございますが、これは児童生徒の教育をつかさどるということと同時に、学校の校務の運営に参画するといふ点がございまして、先ほどの公務員にとられております一般的な当然の法理として公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる公務員とな

るためには日本国籍を必要とする、この法理の部分の内容をその職務が持つておるということでございます。まして、こういうことから正規の教諭としては外国人を任用することはできないものというところは従来から解釈され、そのように運用されておるところでございます。したがって、これに基づきまして文部省といたしまして、そういう指導を行つておりました。先ほどお話にございまして、全国に、全国都道府県のうち三十の都道府県におきましては、そのいづれも国籍条件を明記してあるわけでございます。そこで私どもとしては、公立の小中高等学校につきましては、教諭については、ただいまのような指導をしておりますので、各都道府県ともこれに適切に対応するように要請をしております。

それで、先ほどの人事院の方からの問いですが、御指摘のございました政府の答弁書と問題でございますけれども、政府の答弁書におきましては、やはり一般論をいたしまして、国あるいは地方公共団体の職員のそれぞれの職務内容は法令によつて特に一律に明定されておるわけでございます。まして、一般的にはそれぞれが公権力の行使または公の意思形成への参画に携わる職員であるかどうかにつきましては、一般的にそれぞれ任命権者においてその任命に係る職務の内容を検討して決めていく、そういう趣旨を述べたものでございまして、ただ公立の小中高等学校の教員につきましては、これは学校教育法におきましてその職と職務内容が明確に定められておることから、これは各地方公共団体によつてその職務の内容が全く異なるというものでございませぬので、統一に取り扱つてしかるべきだ、そういうふうにお考えおとることでございまして、

○岡田(正)委員 どういうふうに取り扱つておるのですか、入れてもいいというのですか。

○横瀬説明員 これは学校教育法という法令によつて明確にされておるわけでございますので、全国的に統一して取り扱つていいというふうにお考えおとることでございまして。

○岡田(正)委員 私の質問が悪いのでしょうか。はつきり申し上げまして、公の権力を行使するあるいは公の意思を決定する、いわゆる形づくるといふような立場に日本人以外の者を採用してはいけませんよ、こういうふうにしてある、これが人事院の見解です。あなたは、それは一般的な見解で、一般論である、だから個々にわたったら個々で判断するんだ、こう言う。文部省としては、教育の現場に臨む先生というのは公の意思を形成する者として外国人であつてはならないと要請をしておる。その要請に従つて、三十の都道府県はいわゆる国籍条件をばちつと入れてしまった。そして国籍条件を入れない、外国人でも入ろうと思えば入れるよという都道府県は十七の府県に及んでおる、こういうことでございます。

そこで、文部省がそういうふうな外国人を雇つてはいけないよ、公の意思を形成する場所が学校の先生だよ、こう言うのだったら、その十七都道府県は文部省の指導に違反しておるのですか、法律違反ですか、何違反ですか、何でもありませんか。三十の府県が、文部省の要請に従つておる方がばかなんです。

○横瀬説明員 もう一度整理をして申し上げますと、まず公務員については、その公務員の当然の法理として公権力の行使または公の意思形成の参画に携わる公務員となるためには日本国籍が必要である、こういうことでございます。

そこで、公立の小中高等学校の教諭の職務を見ますと、これは特に学校の校務の運営に参画するということをその職務の内容にしておりますので、公の意思形成への参画と認められる事項をその内容にしているというところでございまして、そのために従来から正規の教諭として外国人を任用することはできない、そういう解釈がとられ、運用されてきているところでございます。

それで、そういう指導に従ひまして、御指摘の都道府県のうち三十の都道府県はそれを明記しているわけですが、残りの十七の都道府県は明記をしていないわけですが、それですけれども、

ただ、明記をするかしないかということは、これは募集要項上の問題でございまして、明記をしていなくても外国人は採らないというところはかなりございます。

それで、その点については明記をした方が私もとしては適当だと考えておりますが、明記をしないからといって、それが違法だとか何とかということには直ちにはならないと思ひますが、いづれにしても、法理で制約をされているわけでございますから、もしその外国人が正規の教諭に採用されるという状態ができれば、それはこの法理に反するという結果になつていふふうには私も思ひます。

○岡田(正)委員 そういたしますと、はつきり申し上げまして、国籍条件を設けていないところの十七都道府県において二十九人の先生が教諭をとつておりますが、この人らの取り扱いはどうなるのですか。

○横瀬説明員 これは十七都道府県の中で採用されておりますのは、その中の三県程度でございまして、

その場合にどうなるかということでございますが、それは日本の国籍を有しない者が教諭として任用されている場合には、それは先ほど申しました法理に抵触するという状況にあるというふうに申し上げるわけでございます。

○岡田(正)委員 私の質問が悪いのですか。私、日本語、悪いのですか。

文部省は、公の意思を形成するのが小中高の学校の先生であるから、それは日本人でなければだめだよということをや要請した。それをばちつと入れたのが三十の都道府県である。うたつてないのが十七の府県である。いま現実には二十九人の教師がある。それは首にするのですか、はね出すのですか、あるいはその教育長を、おまえ、違法行為をやつていふといつて更迭を知事に要請するのですか。どうなるのですか。

○横瀬説明員 そういう場合に、先ほどから申し上げておりますように法理に抵触している状況に

あるわけでございます。ですけれども、現にその任用されております者につきましては、その身分を直ちに左右するということは、それは現実にその学校運営の問題とかあるいはその者の生活の営み等の問題、実際問題がございまして困難であります。こういう法理ということが公務員にとられていて、そういう法的な取り扱いの趣旨を踏まえて各任命権者において円滑なその取り扱いを期待していただきたいと思います。

○岡田(正)委員 それでは、もう一遍はつきり言いますが、いま文部省の意思に反して勤めておられる二十九人の教諭、これは将来国籍条件を排除するかどうかは将来の問題として、直ちにいまのところ、二十九人の先生方の身分については何ら変化はないということよろしいのですか。

○横瀬説明員 ただいま申し上げましたように、それはやはり現実問題としての対応を各任命権者においてしなければならぬことだというふうに考えております。

○岡田(正)委員 自治省の方についてお尋ねをいたしますが、地方公務員についてやはり同じことをお尋ねするのでございます。

そこで、地方公務員の関係におきましては、これはいまいふふんあちらこちらに採用されておるところもありません。地方自治団体といつたら九十ぐらゐりあります。ですから、別にどうということはないのであります。いま文部省が、小中高の先生については日本人にあらざれば教員であらうというところを、またえらいどぎつい通達を出してありますので、これからいふ世論が沸き返つてくる問題だと思つておられますけれども、それに似通つたことが将来起きないためにこの際お聞きしておきたいのですが、人事院の方で御回答のありました地方公務員について、これは国籍条件は採用についてはないというふうな考えでございようか。

○木村説明員 昭和五十四年四月十三日付、在日韓国人・朝鮮人の地方公務員任用に関する質問に答へる答弁書、これは地方公務員についても同様の

ことが言われてあるわけでございます。当然の法理によつて公権力の行使または公の意思の形成に携わる地方公務員については外国人は採用できない、しかし、そのほかの公務員については採用することも可能である、こういうことでございまして、地方公共団体において実態の実情に即して公権力の行使または公の意思の形成に携わる公務員であるかどうかということを確認して採用しておる、こういうことでございます。

○岡田(正)委員 もう一つお尋ねしておきますが、非常によくわかる説明であります。しかし、具体的にどういう職種、どういう職階を言うのであります。あるいはそのことにつきまして、各地方団体にこういうものでございまして、いふような何か基準でも示しておられますか。

○木村説明員 先ほど人事院から御答弁がございましたように、具体の職種について画一的にこれは公の権力の行使あるいは公の意思の形成に携わる公務員であるということを認定することはきわめて困難でございます。まして、地方団体にはそれぞれ実情がございまして、各地方団体において具体の事案を検討して決定をする、こういうたてまえでございまして、

○岡田(正)委員 最後に、文部省の方でございます。いま出されております法律案で、長年言われてきました国立大学へのいわゆる大学教授の就職、この件につきまして今回法案を出しなつておられますが、その法案の中で、私の勘違いかどうか知りませんが、教授会への出席はよろしい、教授にも採用するし出席もよろしい、そこで採決にも加わられます。しかしながら、学長や副学長には就任することはできませんという文字が入つておるのですか、どうですか。

○十文字説明員 ただいま先生お話しのように、本年四月九日に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案ということで、これは議員提案で衆議院文教委員会の方に付託されているわけでございます。

それで、この法案の中身につきましては私ども

も拝見をいたしておりますが、この法案におきましては、ただいま先生がお話しになりましたように、国立または公立の大学におきまして外国人を教授等に任用することができ、そしてそういうふうにして任用された教授等は教授会の構成員となり、そして議決にも参画できる、そういうような内容になっておりますが、ただいまお尋ねの学長、副学長あるいは学部長といったものにつきましましては、この法案では何ら規定をしてございせん。規定をされていないということは、先ほど来いろいろ質疑応答がございましたように、従来から公務員一般につきまして、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員に外国人を任用することはできないという法理がございまして、その法理にゆだねられていっているということであらうかと存じます。

○岡田(正)委員 最後に、大臣の御意思を伺って質問をやめたいと思います。

非常に時間がないものですから、いまいろいろと飛び飛びの質問になりました。おわかりのことところもあつたと思いますが、外国人登録法というのは非常にむずかしい、また運営においてもなかなか困難の伴う問題でありますだけに、慎重にその審議を尽くしていかなければならぬと思うのですが、一番肝心なことは、どんなに文字をかえてみたところで、問題は人間としての心です。精神が、人道的な配慮といいますが、そういう方面へ十分に重心がかかっているか、こういう法案というものは、それだけ冷たく取り扱われがちになります。その点、運用の面におきまして大臣に特に要望申し上げたいと思います。この法の運用を人道的な立場に立つて温かい気持ちで運用していただきますようにお願いをしておきたいと思うのでありますが、大臣、いかがでございませうか。

○坂田国務大臣 御指摘のとおりに、この法案というものはなかなかむずかしい問題で、しかも終戦直後と今日とは事情も非常に変化をきてきております。その中にありまして、日本国自身が、ど

ちらかといえますと歴史的に言えば閉鎖的な社会を構成した、またそれなりにいいところもあつた、あるいは平和を維持した点もあると思ひますけれども、今日は交通機関等も非常に発達をいたしまして孤立して生きられない、そういうような社会に変貌してきております。また一面におきましては、日本が三十九年平和であり、かつ経済的にも発展をして、しかもなおかつ歴史と伝統を持ついろいろな魅力ある国になつておるといふことで、最近世界の人々が日本を訪れる、あるいは日本から学びたい、たとえばミッドラン大統領もそのようなお気持ちで来られたというようなことでございまして。この間参りました西ドイツのシュムデー法務大臣にお会いしましたけれども、かつては日本はドイツからいろいろの制度を学んだかもしれないけれども、今日、われわれ西ドイツが日本に学ぶべきものがあるようだから実は視察に来たんだ、こういうことでございまして、いろいろ変化をしております。

それであるがゆえに、国際社会の一員として本当に経済だけじゃないんだ、人道的にも人権が擁護され、本当に自由な社会なんだ、こういうことを世界各国の人が認めるような、その実質内容を備えたようなものにしていかねばならぬ。しかし、法案といたしましては、従来からのいきさつもございまして、一見非常に冷たいように見えるけれども、よく調べてみるとそうでもないという面もないわけではないということとでございまして。しかし、いま御指摘の点は私も重々お聞きをいたしております。肝に銘じております。この運営につきましましては人道的見地から十分配慮をしまいたい、かように考えております。

○岡田(正)委員 ありがとうございます。

○中川(秀)委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 法務大臣、それから入管局長にお聞き願ひたいのですけれども、外国人登録法または入国管理令の中で、近代的な日本として改善をしていかなければならぬ本質的な問題が含まれているんじゃないかということを、私、つくづく

感ずるわけなんです。今度若干外国人登録に關しての拘束を緩めて外国人の権利を広げる方向で進められたことについては、われわれ評価するにやぶさかではありません。しかし、いままでも各同僚議員も質問をしておりましたように、登録証の不携帯の問題、それから指紋の押捺の問題等は実際どう行われているかということ、私、ちよつと入管局長にもまた法務大臣にも知つておいてもらいたいと思うんですが、皆さんがここでお答えになるようなきれいで済んでおらないということなんです。

一例として、私のところへ来ておる最近の朝鮮の人からの手紙を読みますと、こういうことがあるんですね。

昨年の五月十四日だったと思ひます。この人は、甲府に住んでいてる方ですが、八王子の梅原さんという方と一緒に八王子の近くの知人の法事の帰りに自動車に乗つて、一緒に行った梅原さんが運転をしてきた。ところが、スピード違反だということとでとめられまして、運転しておつた梅原さんはまず自動車の運転免許証を出せと言われたわけなんです。それだけで済まないで国籍を聞かれたので、朝鮮の人だということに答えたところが、後ろに乗つておつた金さん親子に対して、あなた方は一体どこの人だ、朝鮮の人だと言つたら、じゃ、登録証見せろ、こう言つたというのです。

金さん親子は、印鑑とかお金だとか登録はいつともピンクのバックに入れてあるのだけれども、それを冷蔵庫の上に置いて法事に行ったというところで、途中でそのことに気がつきまして、これはどんなことがあつてもこのバックは持つておらなければならぬということ、わざわざ途中で自分の家に電話をかけたところが、めいが出てきまして、それは確かに冷蔵庫の上にありますがから心配のないようにと答えられたわけなんです。

ところが、勝沼の警察の分駐所では、金さん親子も、申しわけありませんでした、法事に行くところだったのですから、印鑑やお金や登録証を入れたのを冷蔵庫の上に置いてきまして、いま電

話で確かめても確かにあると言つておりますと言つたところが、警察の方は、わびているにもかかわらず、一たん調査はとつたらしいのですが、また呼び出しをするから来られたいと言ひのです。ちゃんと登録証も家の冷蔵庫の上にあることもわかつていまして、法事で来たものですから忘れていたので済みませんでしたと謝つていけるのに、出てこいということとまた呼び出された、こういう問題があつたのです。

続いて七月二十日に、今度は塩山署から呼び出しがあつて、守屋という警備主任が三時間余り調べた。その内容は、なぜ登録証を携帯していないのかとたかということではなくて、財産はどうだ、家はどのような構成だ、貯金はどのくらいあるんだ、結婚はどういうことになつていんだということ、聞いて、その上、今度は鉄のいすの上に座らしていろいろな角度から写真を撮つて、全く罪人扱いで本人は涙が出たというのです。私は警察の人に、どうしてこういうことをするのですかと云つて抗議をしたというのです。朝鮮の人ですから言葉が不自由だったのですけれども、涙を出して抗議した。ところが、警察の方では軽べつした眼で自分を見ながら、これは規則だ規則だ、だれにもこうやつていふのだということ、十本の指の指紋を何回も取つたというのです。それから足形を取り、手形も取り、身長、体重まではかつたというのです。

すべて規則だ規則だということをやつたというのですが、登録証を持つていなかつたからといって、一度調書をとつたのをまた出てきて、このとき警察の方は勝沼の分駐所から電話で甲府の市役所へ問い合わせをしたそうです。この金さん親子は外国人ですかということに問い合わせしたところ、甲府市の方では確かにならぬという登録はしてありますから間違ひありませんという確認をとおるにもかかわらず、今度はまた改めて塩山署から呼び出しが来た。そして運転手のほかに後ろに乗つていた友人の金さん親子までが何十回となつて十本の指の指紋を取られ、足形も取られ、手形

も取られ、身長まではかられたと本人は言っているのですが、一体こういうことはできるのでしょうか。

本人が涙を出して、私をそういう重大犯罪人扱いにすることはやめてくれと言っているにもかかわらず、両手の指全部の指紋を取り、そして足形まで取り、そして三人とも写真は何十回となく撮っているというのです。交通違反でなくて、後ろに同乗していた朝鮮の人の金さん親子のね。本人が涙を出して抗議しているのに、こういうことをやれるのですか。これは局長、どうですか。

○吉野説明員 お答えします。

お尋ねの事案はこれであろうかと思えますけれども、昨年、山梨県の塩山警察署で取り扱った事案でございまして、五月十四日十四時四十分ごろでありますけれども、スピード違反の車を認めたわけでございまして、これが三十四キロオーバーのスピード違反でございまして停止させて職務質問したところ、運転していた人が外国人だということだったのでございまして、この場合、無免許でございまして、さらに質問を続行したところ、外国人登録証も不携帯である。さらに、ただいま御指摘のように後ろに二人の人が乗っておったのでありますけれども、この場合無免許でスピード違反で悪質なものではありませんから、当然のこととして無免許の補助ではないかという疑いがございまして、いろいろ職務質問を行ったということでございます。その結果、同乗した二人も外国人で登録証不携帯ということが判明いたしました。

実は、その日調べたことが判明いたしましたけれども、ただいまお話しのように、法事の帰りで大変時間的に急いでいるということでもありまして、ごく簡単な取り調べで済ませまして、後日都合のいい日に出頭してもらうというのを約束して帰っていただいたということでございます。そして打ち合わせの上、約二カ月後であります。七月二十日に、三名とも都合がよいということで塩山警察署に出頭を求めて、外国人登録証の不携帯の事実について取り調べを行ったというこ

とでございます。

取り調べの状況をいろいろお話ございましたけれども、通常のこの種事件の場合と全く同じでございます。立件送致に必要な事項を聴取して供述調書に録取いたしております。なおその際、捜査上の必要から本人の御承諾を得まして指紋、写真、身長、足長等の捜査資料を作成いたしております。本人が立っているのに何だというお話のようでございますけれども、これは犯罪ありと思えば警察はこれを捜査する義務がございまして、いろいろな情状等は別途酌量いたします。そして、このような際はやはり捜査をする必要があると現場で判断をして、必要な捜査を行ったということでございます。

○林(目)委員

あなた、自分でその場で捜査なさったのですか。ばかりリアルに話しているのですか。それはどこから聞いた話じゃないのですか。その後ろに乗っていた人がスピード違反の補助をした疑いがあるということ、どういうことでそういう疑いがあるのですか。補助とは何をやったというのですか。

○吉野説明員

免許を持たない人のそばに座って、免許を持つている人がいわゆる練習をさせるという場合がよくございます。この場合もそういうことがあるのではないかとこのように疑問を感じた。結果的にはなかったのだからございまして、そういうふうな思ったということでございます。

○林(目)委員

それでは、警察官が職務を執行するに当たって、そういう実地補助はしていいから、ただ後ろに客として乗っているその人に対して、登録証明書の提示を求めているように警察官の任意の考えだけで求めることができるわけなんですか。これは登録法の十三条に、警察官は職務の執行に当たって登録証明書の提示を求めるものとあるし、それから、警察官の職務執行法によれば、警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足る相当な理由のある者又

は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知つていると認められる者を停止させて質問することができるといふのでしよう。どういふ犯罪を犯し、もしくは犯そうとしたことを疑うに足る相当の理由があったのですか。

○吉野説明員

ただいま御指摘の外国人登録法十三条に言いますところの職務上の必要ということにつきましまして、これはいろいろ範囲が広いわけでございます。警察官はおよそ公共の安全と秩序を維持する上で必要な職務を広く全般的に執行しているわけでございます。これはただいま林委員御指摘の警職法の場合もございまして、犯罪の捜査そのものもございまして、あるいは交通の検問というものもございまして、あるいは泥酔している人を保護するという保護という任務もございまして、これは全般にわたっているわけでありまして。

○林(目)委員

そんなことはいいですが。だから局長、外国人登録証の携帯については、本人の確認じゃないのですよ。警察は、犯罪人かどうかを認定するための手段としてこれを使っているのですよ。あなた方は、いかにも本人を認定するために指紋も要る、常時携帯も要るなどと言うが、実際はそうじゃないのですよ。

現にそのことについては、九十一国会でこういう答弁を法務委員会としていたわけなんです。

「職務の執行に当たり」というその職務とは、犯罪捜査であるとか職務質問であるとかいうものが外国人である、その身分を確認するという必要性がある場合に呈示を求める、「一般的に」というか唐突にめつたやたらに外登録の呈示を求めるといふことはできないわけでありまして、と。だから、この問題は運転手がスピード違反とそれから免許証を持っていかどうかというところで調べているわけでしょう。それと関係のない後ろに乗っている朝鮮の人に対して何で外国人登録証の提示を求めることができるのですか。国会の答弁では

そんなことを許されていませんよ、めつたやたらに何でもできるなどということは。

局長、そういう意味で警察は、朝鮮の人さえ見れば、登録証はあるか。要するに、朝鮮の人たちを威圧し、そしてそれによって民族的な従属関係にする手段としてこれが使われているわけなんです。決してあなたの言うようなきれいなことで、外国人を確認するために必要でとかなんとかなどというのを警察は考えていないのですよ。だから、警備警察でやっているでしょう。第一、あなたその場にいたのですか。塩山の分駐所でちゃんと甲府の市役所へ問い合わせた、この人は外国人であることは間違いありませんという確認はもうしているのですよ。それにもかかわらず、またあなたは、本人が承諾しましたから任意に写真も数枚撮り、そして指も十本指紋を取り、手形も取り、足形まで取るなどというのをあなた方はやるのですか。何でそんな必要があるのですか、外国人登録証の問題で。そんなものはあなたの方、職権乱用ですよ。あなたの方の方が告訴されてしかるべきですよ。

あなた、その当該の分駐所の警察官がやったということを知っていますか。本人が泣いてこんなことまでされるのですかと。それは朝鮮の人ですから、抗議といったって、日本人みたいに日本語を巧みに使って抗議はできないでしょう。しかし、涙を流してこんなことじゃないですか。あなた、嫌だということじゃないですか。あなたの言うように、進んで協力したからやりませんって、そんなことが言えますか。

まず、警察とそれから局長にお聞きしたいと思うのです。私は、そういう体質を持って外国人登録法を使用していたら、これはあなたの言うように実際に外国人であるかどうか日本の国益のためにやるんだということは、筋が通らぬと思うのです。ことに朝鮮の人というのは、私がここで言うまでもなく、あなた、いつから入管行政に携わったか知りませんが、もともと独立した国だったのではありませんか。それは日韓合併とか何とかと

いう名のもとで強制的に朝鮮の人たちの意思に反して合併されて、そして太平洋戦争前は数百人ぐらいいか日本にいなかった方が、戦争に協力するということで二百万人も連れてこられたのでしょう。そして戦争に協力させられ、非常に奴隷的な仕事に協力をさせられ、そしてその後はその人たちは日本にいて、日本の生活にだんだん溶け込んで、いまや日本人たちとほとんど変わりのない意識を持っているわけでしょう。税金も納めていますし、それから日本国民と同じような義務を果たしているわけでしょう。だんだん溶け込んできているわけですよ。もう二代にもなる人もおりますし、そういう人をいつまでも戦前の植民地であつたような扱いをなさっているのでしょうか。

私は、日本の外国人に関する入管行政の本質の中にそういうものがどうしてもあると思うのです。それはいつばな外国人でもあるし、しかも外国人でありながら、日本とは特殊の関係がある外国人で、むしろわれわれは長い間苦勞をかけた朝鮮の人たちに免罪を求めるような温かい処置をしてやらなければいけない立場にある外国人です。普通の外国人とは違ふのです。それを警察官の言うように、まるでいつでも犯罪人扱いにして、朝鮮の人と見れば登録証を持っているか、登録証を持っているか、こういうことを言うということには許されるかどうかということなのです。

私はいま甲府の例を出したのですけれども、同じような例を申しますと、登録証証明書を持っていることがただ外国人と認定するだけのものであるかどうかというところは、これが全く否定されるような事案があるのです。たとえばちよつと古いのですが、一九六二年には茨城県の朝鮮中高級学校に武装警官が九十六名入り込んでいたのです。そして、登録証があるかどうかというのを調べている、警察官がジープやトラックで分乗して。そんなことまでして登録証を調べなければいけないのですか。しかも、警察官の一部は女子寮へ土足のまま押し入って、手当たり次第捜査をしている。何も登録証と関係のない学生の家庭調査簿や

出席簿や学級日誌、そういうものを押収していくわけですよ。これは局長、何とあなたがうまいことを言ったって、これは朝鮮の人たちを、朝鮮の人と見れば半ば犯罪人と思えというような扱いと変わりないじゃないですか。

それからまた違ふ例、たとえばこれも一九六三年ですが、竜ヶ崎の朝鮮人の夜間学校ですが、女子の教員に対して、授業中に警察官が入つていつて、授業をしている先生に対して、あなた、外国人登録証を持っていますか。いや、いま授業中だから、家にあることは間違ひありませんから、あす必ず持ってきますからということをするその女子の教員の人は言っているわけですね。ところが、いや、そんなことは承知できないと言つて、授業中にもかかわらず、生徒の前でその先生、しかも婦人の先生を教室から引つ張り出している。

これは古い例ですが、最近こんなような例はたくさんありますけれども、外国人登録証の常時携帯に絡んでこういうことが許されるのでしょうか。まず警察と、それから局長にお聞きしたいのです。

○吉野野明員 ただいまのお話では、何か警察が外国人、なかんずく韓国人なり朝鮮半島出身者に対して片っ端から差別的にいろいろ職務質問しているのではないかと、取り締まられているのではないかとのお話でございましたけれども、私もそういうような指導は全くやっておりませんし、第一線でもそのようなことはやっていないと承知いたしております。

先ほどから御指摘のこの事件の場合も、私が現場へ行つたのかというお話でございましたが、私はもちろん行つてないわけでございますけれども……(林百委員「報告を聞いていただけだね」と呼ぶ)そうでございます。抗議がございましたので、詳しく調べてみました。その結果、御指摘のように涙を流してというようなことは聞いておりません。逆に申し上げたいのは、子供さんを連れておつたので子供をあやしたり、それから担当の取り調べ官が、お昼になりましたので、ポケッ

トマネーで食事を出して食べていただいたというようなこともやつていてございまして、決して差別的に、非人道的に扱つたというようなことはございません。

○大鷹政府委員 先ほど申し上げたのでございますけれども、現在、わが国に対する不法入国者の入国、密航というものは、ケースは非常に多いわけでございます。摘発された件数だけで判断するわけにはいかない、むしろそれよりもはるかに大きい数の不法入国者が日本に入つてきている、それで摘発されていない、こういう状況ではないかと思うのでございます。

そこで、たまたま道路交通法違反の件でとめた外国人と認められた人、この人について、外国人登録証の携帯の有無を警察官がその場で問いただすのはきわめて当然のことだと思ひます。もしかしらその人が不法入国者であるかもしれないわけでございます。同時に、警察官の方は、そういう外国人登録証の携帯義務の有無だけではなく、広く犯罪捜査に当たつておられますので、もしその疑いがあれば、当然その職務を行われるわけでございます。したがって、いまのお話を伺つていて、私もどす都合を感じる点はございません。

○林百委員 何を言っているのかよくわからないのですが、それじゃ、九十何名もの警察官が大学へ行つて、大学の生徒全体に登録証証明書があるかどうか、携帯しているかどうかということをお調べでも、あなたは、決して違法ではないというのですか。それならそれでいいですよ。日本の入管行政がそういう本質を持っているというなら、それでいいでしょう。

それから、警察の方に言いますが、あなた、そんなきれいなことを言っていますけれども、本人の私によこした手紙は、そんななまやさしいものじゃないですよ。だれが好んで、あつち向けこつち向けといつて写真を数枚も撮られ、あるいは十本もの指の指紋を取られ、そして足形まで取られ、手形まで取られて、それがあつちこつちござい

という気持ちでそんなことをさせる人はありますか、常識で。日本人だつて、そんなことをやられば嫌な思いをしますよ。指紋を取られるなんということは、それはあなたは取つてばかりいるから、取られたことがないから知らないかもしれないが、取られる者の身になつてみれば、指紋を取られるほど、そんなことほど不愉快な思いはないですよ。侮辱を受け、あるいは犯罪人として取り扱われるという不愉快さというものはないので。それを十本の指の指紋を、しかも数回取つていふのですよ。昼飯に何を食つたか知りませんが、私も、そんなことでその人の気持ちが慰められるということはない得るはずではないですよ。

それから局長も、そういうことをあなたがおつしやつていられるなら、もうあなたの思想はわかりました。あなたは戦前から入管行政に携わつていましたか。ちよつと念のためにあなたの経歴をお聞かせ願ひたいと思ひます。戦前だつたら、朝鮮の人は植民地の人だつたから、それはどういふことでもやれたかもしれない。しかし、戦後の新しい日本の国となつて、いまや社会党や共産党の連立政権のフランスのミッテランまで来て、そしてソ連とも外交関係を結んでいるというときに、朝鮮の半分は社会主義国だからといって、あるいはそのほかの理由もあるかもしれないが、いまもって敵視的な入管行政をなさっているということ、これは間違ひです。あなたはその反省は全然ないですね。私はこの委員会に来て答弁を聞いていますけれども、そういう意味では、あなたは一体いつから入管行政に携わつていられるか、念のために、プライバシーで恐縮ですが、聞かしてくださ

○大鷹政府委員 私は、この一年三カ月、入管局長の地位におります。

○林百委員 それまでは何をなさつていたのですか。プライバシーですから、答える必要がないというならいいですよ。私は警察と違つて、無理にあなただけに供託は求めませんから。

○大鷹政府委員 事プライバシーにわたること

で、意外の御質問と受けとめておりますけれども、私は、入管局長の職につくまではずっと外務省に奉職しておりまして、国内、東京在勤と外国の勤務と交互に繰り返してまいりました。

○林(三)委員 そこで、ちょっと刑事局長をお呼びしているのですが、まだ来ないのですが、この不携帯罪に対して過失犯というのは認めるのですか、認めないのですか。

○當別當説明員 外国人登録証明書の不携帯罪について過失犯の成立は認めております。学説のみならず、最高裁判所の一貫した判例によりまして、不携帯罪については故意犯のみならず過失犯も成立するという事になっておるわけでござい

ます。

○林(三)委員 そうすると、刑法の総則には、過失犯を認める場合は特に法律でそういうことを規定しなければいけないとあるでしょう。これはそれがなくても不携帯罪には認めるのですか。それはどういう法律上の根拠ですか。

○當別當説明員 御質問のとおり、刑法総則には過失犯を処罰する場合には法律の明文の規定が必要だという規定がございします。この明文の規定というのは、学説の多くも認めておりますとおり、それから先ほど御紹介申し上げました判例なども認めておりますように、当該法規の全趣旨を勘案して、過失犯を処罰するというのが法規の性格あるいは取り締まり目的、そういうすべての法規の立て方を勘案いたしまして、過失犯を処罰することが必要だという点を含めまして、特に明文の過失犯を処罰する規定がなくとも、その趣旨が法規全体の立場から読み取れる場合には過失犯を処罰するのだという考え方でございします。これは、外国人登録法の不携帯罪についての判例だけではございしません。古くは、有毒飲食物等取締令の過失犯を処罰する旨の最高裁判所の判例以来の考え方でもございします。

○林(三)委員 そうしますと、うちにあることがはつきりしているけれども、明日は持つてまいりますとか、きょうはふろに行く途中ですから、あ

るいは夏暑くて洋服を着がえてきましたから、あるいはきょうは海水浴に行くときですからとか、近くにジュースを買いに行くとか、いろいろな例がありますが、そういうような場合、一切過失を認めないというのはどういふわけなのでしょう。法の全体系からいって、そういうときは常軌的に考へてもあたりまえだろう。あるいは朝鮮の人の独特な服がありますね、ボケツトも何にもないような。何という服だか知りませんが、ああいうようなものを着ている、そういうような場合とか、本件の場合でもそうですが、うちにあるということを確認されているわけですね。ただ、法事だつたから持つていかなかったという事ですね。そういう考慮というものは全然ないと言ふのですか、あなたは。

○當別當説明員 外国人登録法十三条に規定してございします不携帯罪の構成要件の解釈として、過失犯を含むかどうかという問題と、当該個々のケースごとにこれを処罰するに値するかどうかという判断とは、別の問題であらうと考えておるわけでございします。

先ほど申し上げましたように、実態から見まして、登録証明書の不携帯は、その性質上過失に基づくものが多いということは事実であらうと考えられます。しかし、故意に基づくものであれ、過失によるものであれ、登録行政の目的達成を阻害するものであるという点では差異はないわけではございしますし、登録法が在留外国人に対して携帯義務を課し、その不携帯に対して罰則を科するという趣旨は、過失によるものも含むという趣旨は、一つ例を挙げますと、昭和二十八年三月五日の最高裁判所の決定においても明示されておるところでございします。

ただ、ただいまの林委員の御質問はこういう御質問ではなからうかと思うわけでございします。なぜ外国人登録証明書の携帯が必要なのかという考え方、それから、携帯というのはいふ意味ではあるのか。これはまた最高裁判所が、法律に定められた提示要求権者から提示要求を受けた場合に

は、直ちにこれを提示し得るような状態で所持することが外国人登録法上の携帯義務の中身なのだということを言っておるわけでございします。したがって、個々の事案に応じまして、たとえば家の玄関で提示要求を受けた、しかし、すぐ家の中に入れば登録証明書が置かれてあるというような事案、そういう個々の具体的な事案に応じて、当該義務違反の態様についての罰則の適用、それから処罰の必要性というものが、それぞれの情状も勘案いたしまして、ケース・バイ・ケースで適正に検査庁の手において行われておるものであらうと考えておるわけでございします。

○林(三)委員 それではお聞きしますが、憲法の三十八条には、日本国民は、不当に本人の意に反して自分の不利益なことを述べた必要はないとある。また、刑事訴訟法の三百一十一条で、取り調べに当たつて不利益な陳述をしなくてもよろしいという規定がございします。この憲法三十八条、刑事訴訟法三百一十一条は、外国人登録証の不携帯の罪については適用はないと言ふのですか、あなたは。本人が見せようと見せまいと、自分の不利だと思ふことは言わないで、改めて言うとか、そういうことはできるわけでしょう。これは適用はないと言ふのですか。

○當別當説明員 外国人登録証明書を当該外国人が携帯しておるといふことは、いかに行政取り締まり目的のために法律がこういう義務を課しておるように思われがちでございしますけれども、これは当該外国人が、自己の適法に在留しておるその地位、身分を即時に証明し得ることである、当該外国人にとつても利便になることであるという側面も大いに強調したいと思ふわけでございします。

なお、ただいま委員御指摘の憲法の規定、刑事訴訟法の規定、外国人登録証明書の携帯あるいは提示というものが、直ちに自己の不利益な供述を強制されないという規定に抵触するとは考えておりません。

○林(三)委員 あなた、何を言っているのです

か。自分は、実はいまジュースが何かを自転車で買いに来ています、必ずうちにあります、その場合、おまえ、あれ持つてくるか——警察ではいふまなれつこになつて、あれ持つてくるかと言ふのです。あるいは高等学校の生徒に、調べると言つて、一々、おまえはべつびんだあなんて、そんなつまらないことまで言つてな合つてゐるのです。そういう状態のもので、いまここにないが、うちに帰ればあるわけですから、いや、それはあなたにいまここで言う必要はありませんと言ふことは、自分の利益になるじやありませんか。そう言つてなぜ不携帯罪を負わなければいけないのですか。要するに、刑事訴訟法三百一十一条と憲法の三十八条は適用されるかどうかということ。それは一般的に聞きましよう、あなたに。具体的な事例を出してきて陳弁これ努めるから。

○當別當説明員 ただいまの憲法並びに刑事訴訟法との関係でございしますが、最高裁判所の昭和五十六年十一月二十六日の判決はどのように言つておるわけでございします。

「外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、もつて在留外国人の公正な管理に資することを目的とする手続であつて、刑事責任の追及を目的とする手続でないことはもとより、そのための資料収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもない」というようなことから、ただいま御指摘の憲法三十八条一項に言う「自己に不利益な供述を強要」したことになることは、果次にわたる最高裁判所の判例の趣旨に徴して明らかである。これは直接には、密入国者が新規登録の申請を義務づけられておる、密入国した人が、密入国後九十日以内に居住地所轄の市区町村に出頭して登録申請をしなさいという義務を課することは、まさに先生御指摘の憲法三十八条の規定に違反するのじゃないかという上告趣意に対する最高裁判所の判断でございしますが、御指摘の不携帯罪につきましても同じ考え方であらうと考えられておるわけでございします。

○林(目)委員 そうすると、あなたがいま出した最高裁の判例というのは、不法入国者に対する入国許可証を持つてない場合のことでしょう。外国人登録証を持つていないか、追及されて、そしてそれに對して、私はいまあなたにそれを答える必要はありません、そういうことを言うことは許されるか許されないかという私の質問に對する真正面からの判決じゃないでしょう、それは、そうでしょう。不法入国者の場合でしょう。じゃ、刑事訴訟法三百一十一条はどうですか。

○當別當説明員 具体的な法違反という形態で捜査手続に移行した後は、刑事訴訟法の規定で、「自己に不利な供述を強要されない」というあの規定が適用されるわけでございますが、いま御指摘の点は、携帯義務あるいは提示要求に於いて提示するというところでございまして、先ほどの最高裁判例の判例にございまして、直接刑事責任の追及を目的とする手続じゃないということ、あの最高裁判例の判断を援用して御説明申し上げたわけでございます。

○林(目)委員 そうすると、あなたの解釈からいうと、外国人登録証を持つていないかということ、外国籍に對して、持つていないかということ、それは、それが直ちに刑事責任を追及することとは結びつかないんだ、だから憲法三十八条の適用あるいは刑事訴訟法三百一十一条の適用は、そのときにはないんだ、こういうことですか。

○當別當説明員 先ほどもお答え申し上げましたが、この最高裁判例の判旨に従って申し上げますと、「刑事責任の追及を目的とする手続でない」とはもとより、そのための資料収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもない。こういう考え方でございまして。

○林(目)委員 警察にお尋ねしますが、あなたの方で写真を数枚撮ったり、十の指の指紋を取ったり、それから足形を取ったり、手形を取ったりしたのは、何もこれを直ちに刑事訴訟追及するというののためにやったのじゃないのですか。それは何のためにそんなことをやるのですか。

○吉野説明員 指紋、写真、その他の捜査資料でございまして、これは被疑者となつた人から、捜査上必要がある場合に採集するわけでございまして、一般に強制捜査で逮捕した被疑者について、事案の性格からいって全部必要があるというふうな判断して全部取つておられるわけでございまして、任意捜査の場合は強制的に取るわけにございせんので、被疑者本人の承諾を得て取つておられるというところでございまして、本件の場合も捜査上の必要ということに基づいて取つたということにございまして。

○林(目)委員 そうすると、あなたは、これを直ちに刑事事件として取り上げておられるのは送検をするとか何とかということに基づいてやつたのではない。いいですか。いまこちらの審議官の方には、不携帯というものは本人であるかどうかを確認する必要があるんだ、ことに不法入国者に対する手段としてこういう行政的な措置がとられておるんだと言つておられるわけですよ。だから、それに対していろいろの尋問をするなりしても、それは直ちに刑事事件と結びつけるものではなくて、本人であることの確認を求める必要から、そういう行政的な必要からやつておられるんだと言つておられる。ところが、あなたの方は、不携帯だということ、直ちに今度は刑事被疑者としての刑事被疑者だつてこんなことしないでしよう。あなた任意にやつたと言つても、それじゃ、本人はもう一度呼んで、あなたはあのとき進んでやつたんですかどうですかと、国会で問題になりましたからと言つて、直接今度は警察庁の本庁の方へ呼んで聞いてみて下さい。本人はそんなこと言つておられるはずないですよ、むしろ警察を告訴したいと言つておられるのですから。

食ひ違つておられるんじゃないですか。要するに、行政的な目的だということ、警察の方は直ちにこれを刑事被疑事件として取り扱うんだということ、そこそここの取り扱いやあるいは本人に對する最終的な処置についても非常にニュアンスが違つてくると思うのですよ。警察の言うとおりに

なれば、みんな被疑者として、さらには送検して、できたら起訴してもらいたい。しかし、行政的な面から言えば本人の確認のためにこれはやるので、だから常に持つていてもらいたいし、いつでも持つておられる状態にしておいてもらいたい、こつと言つておられるのですよ。これは食い違つておられるんじゃないですか。警察、どうですか。

○吉野説明員 私が申し上げましたのは、この事件の場合で申し上げますと、明確な外国人登録法違反事件でありましたので、その被疑事件として立件することに決ましまして、刑事手続として取り調べも行ひまして、その際に先ほど御指摘の秘密の捜査活動の一環として、任意で承諾を得ておられますけれども、指紋、写真等をとりさせていただきます。こういうこととございまして。

○林(目)委員 それじゃ警察は、登録証明書の不携帯をしておれば、違反として常に立件を前提として取り調べをしていくということですか。本人であることがもういろいろの条件で確認される、あるいは一日待てば外国人登録証を持つてきてちゃんと見せることもできる、そういう条件があるうとなかろうと、とにかく警察が聞いたときに持つていなければ、もう立件だという立場で扱うというのですか。

○吉野説明員 警察が取り扱つておりますいわゆる不携帯事案は多数ございまして、決してそのような画一的と申しますか、しやくし定規な扱いをしておりませんので、注意処分、あるいはもうちよつと注意をする場合は始末書を書いていただくとかいうようなこともやつておりますし、強制捜査に移行するものはきつめて少のうございまして。それはやはりその事案の内容に内容に応じて判断をしてやつておられるところでございまして。

○林(目)委員 それならあなたにお聞きしますが一九六二年に茨城の水戸市で朝鮮中高級学校に武装警官を九十六名も派遣して、その生徒やいろいろ、全部の外国人登録証明書を持つていたかどうかということ調べたのは、一体どうい

わけなんですか。しかも、女子の寮まで入つて、そこにいる女子を、土足のままで入つて、手当たり次第捜査したというのは、何のためにこんなことをやるのですか。これは当委員会でも入管の方も常に説明しているのですが、外国人であることを確認したいんだ、本人に間違いないかどうかということを確認したいんだ、そういう行政的な必要があるんだ、そういうこととこのことを言つておられるのですよ。

〔中川(秀)委員長代理退席、太田委員長代理着席〕
あなたの方は、もう何でも刑事事件だということから手当たり次第捜査していく。そうでなければ、武装警官を九十六名も学校へ派遣して捜査するとか、あるいは授業中の先生を生徒の面前から引き出してくる。どうして授業が終わるまでしばらく余裕が置けないのですか。これに對して警察はどうお考えになるのですか。

それともう一つ、私の言つたこととあなたの言つたこととがどちらが真実か。朝鮮の人たちの基本的人權を守るために、この私が挙げました、あなたも調べられた五十六年五月十四日の金美代子さんという人の親子、これはお母さんは七十幾歳にもなるのですよ。それがただ運転者がスピード違反だつた、運転者が免許証を持つていなかったというだけで、しかも改めてまた塩山署の警備のところへ呼び出して、あなたの言うようなことをしている。これはあなた、本当にこれには快く協力してくれただけですか、どうしたんですかということ、これを改めてあなたが確かめてみますか。これも今後、朝鮮の人たちに対する警察行政の上から、また、本来こういう外国人登録の証明書を携帯させる、そういう行政的な必要とあなたのいま言つたことと非常に食い違つておられますから、そういう確認を念のためにされますか。同時に、私はぜひそれはしてもらいたいと思ひます。そうでなければ、あなたの方の責任を追及しなければいけない問題が起きてきますからね。

あなたの方は、もう何でも刑事事件だということから手当たり次第捜査していく。そうでなければ、武装警官を九十六名も学校へ派遣して捜査するとか、あるいは授業中の先生を生徒の面前から引き出してくる。どうして授業が終わるまでしばらく余裕が置けないのですか。これに對して警察はどうお考えになるのですか。

それともう一つ、私の言つたこととあなたの言つたこととがどちらが真実か。朝鮮の人たちの基本的人權を守るために、この私が挙げました、あなたも調べられた五十六年五月十四日の金美代子さんという人の親子、これはお母さんは七十幾歳にもなるのですよ。それがただ運転者がスピード違反だつた、運転者が免許証を持つていなかったというだけで、しかも改めてまた塩山署の警備のところへ呼び出して、あなたの言うようなことをしている。これはあなた、本当にこれには快く協力してくれただけですか、どうしたんですかということ、これを改めてあなたが確かめてみますか。これも今後、朝鮮の人たちに対する警察行政の上から、また、本来こういう外国人登録の証明書を携帯させる、そういう行政的な必要とあなたのいま言つたことと非常に食い違つておられますから、そういう確認を念のためにされますか。同時に、私はぜひそれはしてもらいたいと思ひます。そうでなければ、あなたの方の責任を追及しなければいけない問題が起きてきますからね。

あなたの方は、もう何でも刑事事件だということから手当たり次第捜査していく。そうでなければ、武装警官を九十六名も学校へ派遣して捜査するとか、あるいは授業中の先生を生徒の面前から引き出してくる。どうして授業が終わるまでしばらく余裕が置けないのですか。これに對して警察はどうお考えになるのですか。

それともう一つ、私の言つたこととあなたの言つたこととがどちらが真実か。朝鮮の人たちの基本的人權を守るために、この私が挙げました、あなたも調べられた五十六年五月十四日の金美代子さんという人の親子、これはお母さんは七十幾歳にもなるのですよ。それがただ運転者がスピード違反だつた、運転者が免許証を持つていなかったというだけで、しかも改めてまた塩山署の警備のところへ呼び出して、あなたの言うようなことをしている。これはあなた、本当にこれには快く協力してくれただけですか、どうしたんですかということ、これを改めてあなたが確かめてみますか。これも今後、朝鮮の人たちに対する警察行政の上から、また、本来こういう外国人登録の証明書を携帯させる、そういう行政的な必要とあなたのいま言つたことと非常に食い違つておられますから、そういう確認を念のためにされますか。同時に、私はぜひそれはしてもらいたいと思ひます。そうでなければ、あなたの方の責任を追及しなければいけない問題が起きてきますからね。

○吉野説明員 塩山の事件につきましては、先ほどもお答えいたしましたように十分調査をいたしておりますので、さらに調査の必要はないというふうに考えます。

それから、六二年の武装警官云々の事件につきましては、何分古いこととございまして、私、ちよつと承知いたしておりましたので、御答弁の限りでないと存じます。

それから、茨城の学校の先生の例はちよつと聞いておりますけれども、これは学校と申しまして、民家を借りた学級のようなものであつたようでございますけれども、そこへ警察官が戸別訪問に参りましていろいろ聞いた際に、外国人であるというところで登録証を持つておられるかどうか聞いたところが、持つてないということで立件したというふうに伺つております。

○林(巨)委員 もし、あなたの方の塩山署における警察の取り扱いが職権の通常の行使を越えているというところで、仮に告発があるとすれば、そのときには、警察の責任を明らかにするために、もう一度その告発に基づいて調査される意思はありますか、もしそういう事態が起きたとすれば、○吉野説明員 おつしやるような事態になれば、これはどこへ告発が行くかにもよりますけれども、通常は警察に来ることはないのをごさいますけれども、警察に来るならば、それは当然そういう調べをやることにならうと思ひます。

○林(巨)委員 大鷹さんにお聞きしますが、これは一昨年の四月二十二日の法務委員会、鳴海国博警察庁警備局外事課長がこういう答弁をしてゐるのです。

「一般的にどうか唐突にめつたやたらに外登録の呈示を求めるといふことはできないわけでありまして、また現にそういうことでもいたしておらないわけでございます。『職務の執行に当り』という職務にはいろいろ場合があるかと思ひますが、たとえば犯罪捜査であるとかあるいは職務質問であるとかそういう場合に、それに際してこの方が外国人である、その身分を確認するとい

う必要性がある場合に呈示を求める、だから唐突にめつたやたらに外登録の呈示を求めるといふことはできないわけでありまして、こう言つておるのです。

これは基本的にはこういう立場ですか。これは局長と警察にもお聞きします。これは当時の警察庁警備局の外事課長鳴海国博、あなたより少し物わかりがいい答弁ですね。こういう答弁をしておりますが、この方針は変わりませんか。

○吉野説明員 私の前任の課長が申し上げたこととございまして、そのとおりでございます。私も同じ方針で臨んでおります。

○大鷹政府委員 ただいま御引用になりました鳴海前外事課長の答弁の内容は私も承知しておりますが、警察もそういう方針で事実の処理に当たつていらつしやると承知しております。私どももそれで結構だと思つております。

○林(巨)委員 不携帯について、懲役一年というのを今度は外しましたね。これは一歩前進だと思つて、われわれは評価します。ただ、二十万円以下の罰金というところ、これは刑事訴訟法の六十条からいひまして、やはり逮捕することができるといふ余地を残しておくためですか。まさかそのためとは言えないでしようけれども、要するに、罰金は十万円以下だつたら、これは六十条では逮捕ができないことになつていますが、それを越えたと逮捕できるわけですが、二十万円というのは何と偶然な数字じゃないかと思ひます。これは何で二十万にされたんでしょうか。

○吉野説明員 お答えいたします。現行の外国人登録法が制定されてから三十五年を過ぎておるわけでございますが、今回御審議をいたしております改正法案は、いろいろ罰則が画一的過ぎるという御意見もございまして、これを踏まえて、御承知のとおり懲役刑と罰金刑で対処する類型、それから罰金刑のみで対処する類型、それから二つの類型については罰則を廃止するという形でいま御提案申し上げておるわけでございます。

御質問は不携帯罪についての法定刑でございまして、御案内のとおり、現行法は一年以下の懲役または禁錮もしくは三万円以下の罰金ということになっておるわけでございますが、御審議いただいておられます改正法案によりまして、懲役刑並びに禁錮刑、これは廃止いたしまして二十万円以下の罰金という、罰金刑一本にしようとしておるわけでございます。

この一番大きな理由は、先ほど申し上げましたように、三十年余りたつた改正でございまして、その間の賃金とか家計とか物価とかの上昇、そういうものも十分勘案いたしましたし、それから、委員御案内のとおり、わが国の外国人行政の、いわば比喩的に申し上げますならば両輪として制定されます法律が、片や出入国管理法、片や外国人登録法でございます。この出入国管理法、正確には出入国管理及び難民認定法でございますが、この法律につきましては、昨年の通常国会におきまして御審議をいたしまして、本年の一月一日から施行されておるわけでございますが、この御審議の際に、出入国管理法の罰則につきましては、従来一万円であつた罰金を十万円に、それから三万円であつた罰金は二十万円に、十万円であつた罰金は三十万円に、それぞれ引き上げる旨の改正をさせていただいておるわけでございます。

いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。

ここで一言申し上げさせていただきます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。

いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。

いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。いわけばこの車の両輪の間柄にある法律でございます。

いただきましたが、最近十年間に六件そういう事案があるわけでございます。いわけば、今回の改正法案の提出は、従来であれば懲役刑で処断しなければならぬような、数は少ないわけでございますが、そういう事案から申しますと、いわけば悪質な事案も今後は罰金刑で対処していかなければいかぬということも考えまして、最高限度額として二十万円という罰金刑を考えさせていただいたわけでございます。

なお、御指摘の逮捕要件との関係でございまして、御案内のとおり刑事訴訟法は八千円以下の罰金、それから拘留、科料に当たる罪につきましては、現行犯逮捕の場合は、住居あるいは氏名が明らかでない場合とか、犯人が逃走するおそれがある場合というふうな要件を厳格に規定しております。それ以外の場合には現行犯逮捕ができないうことになつております。逮捕状による逮捕につきましても、八千円以下の罰金、拘留、科料に当たる罪につきましては、住居不定の場合あるいは任意出頭の求めにに応じない場合というふうな要件がしばられておるわけでございます。したがって、刑事訴訟法で定められております逮捕要件との関係につきましては、八千円以下というところでございまして、現行法も御提案申し上げております改正法案も変わりはございません。

○林(巨)委員 せっかくおいでになりました刑事局長に聞きますが、いまの八千円以下というのですが、罰金等の法律の改正によりまして、逮捕のできる限度額が十万円という限界まで上げてきてゐる例がありますけれども、それはどういう罪についてですか。

○前田(宏)政府委員 ただいま御指摘になりましたように、罰金等臨時措置法におきまして刑事訴訟法の何カ条かにございまして、いわけば読みかえと申しますか、規定を置いておるわけでございます。その罰金等臨時措置法の七条によりまして、刑事訴訟法の六十条三項、百九十九条一項、また二百七十七条、ここに「五百円以下の罰金」ということになつておるわけでございますが、それにつきま

して「十万円以下の罰金」と読みかえる場合と「八千円以下の罰金」と読みかえる場合と二つ定めておるわけでございまして、十万円以下の罰金になる場合はこの臨時措置法の三条の一項各号に掲げる法律の罪と明記されておるわけでござい

す。それで、三条の一項の各号に明記する罪と申しますのは、刑法の罪または暴力行為等処罰に関する法律の罪、経済関係罰則の整備に関する法律の罪、この三つ——刑法につきましては一つ例外がございまして、要するにそういう刑法と暴力行為等処罰に関する法律、経済関係罰則の整備に関する法律、この三つの法律に關しましては十万円以下というふうになるわけでございすけれども、その他の罪については、先ほど入管局担当の官房審議官がお答え申し上げましたように八千円以下の罰金、こういうことになっておるわけでござい

ます。○林(百委員) そうすると、罰金に関する法令が変えられたけれども、この不携帯罪については何らそれに影響なく、八千円以下の罰金ということで逮捕ができるということ、すでに逮捕の要件はあるということですか。それでいいですね。

○前田(参政府委員) 先ほどのお答えから当然の結果ということになるわけでございすますが、そのようになるわけでございす。

○林(百委員) わかりました。

管理局長にお尋ねしますが、新聞紙上に上智大学学長のヨゼフ・ピタウという人の談話があるのです。これはイタリア人ですが、こう言っているのです。「外国人である私は外国人登録証明書を携帯していなければならぬ。だが在日二十五年、その間、北は北海道から南は九州まで、会議……などよく旅行もするがこれまで一度も……いいですか、一度もです、その提示を求められたことはない」と述べている。したがって、私は外国人登録証明書の常時携帯という制度は廃すべきだ、こういうふうに言っているのですけれども、このイタリア人の談話と事朝鮮の人たち

に対する扱い方との間に非常な大きな違いがありますが、これはどういうことですか。何かお考えになることありませんか。

私はこの中に、朝鮮の人たちに対する日本の人管の姿勢が、依然として戦前の植民地的な差別観と、もう一つは、外国人登録の指紋の制度が入ったのは昭和二十七年で朝鮮戦争が起きたときですが、そのときの影響、それから北に社会主義國ができていたということ、そういうことから政治的な一種の差別がどうしても朝鮮の人たちには加えられていたのではないかと、これが私の認識の中から私試できないのです。この上智大学のヨゼフ・ピタウという人は、二十五年間一度もそんなことは言われたことはないと言っているのです。だからこんな制度は要らないのではないかと。これについてどういうふうにお考えになりますか。

要するに、朝鮮の人たちだって、いけなければ、市区町村へ問い合わせれば、そこには外国人の登録票があるわけなんです。それをもちにその当該朝鮮の人が実際に本人であるかどうかを確かめる道もあると私は思うのです。何も常時こんな朝鮮の人たちに精神的に威圧を加えるような制度を持たなくてもできると思うのです。これはどうお考えになりますか。

○大藤政府委員 過去二十五年間一度も携帯の有無を問われたことがない、だから常時携帯義務は制度として必要ないんじゃないかというのは、私は飛躍があるように思います。イタリア人の場合には、いまちよつと統計を見ましたところ、長期に在留している人は七百数十名のごときです。他方におきまして、朝鮮半島出身者でずっと長く日本におられる方は六十何万名もおられるわけですから、したがって、朝鮮半島出身者の方に携帯義務の有無をただされた人が数多くいることは疑えないだろうと思ひます。他方におきまして、いまイタリア人のケースが出ましたように、私の知っておりますアメリカ人に、たまたま私、聞いてみたわけでございす、どうだったかと。

すると、やはり自分は二度ほど聞かれたことがあるというのを言っております。また、朝鮮半島出身者の場合でも、全然聞かれていない人もいるのだろうと思うのです。したがって、いろいろケースがまちまちでございすので、それをもつて常時携帯義務の必要性云々に結びつけて考えるのは無理ではないかと考えております。

○林(百委員) 私、どうもわからないのですが、朝鮮の人というのは、そういうイタリアの人やアメリカの人よりもなお日本の国民に溶け込んでいる人たちがしょう。もう六十万も日本にいます。う。しかも、それは何も好んで来た人ばかりではなくて、日韓合併という朝鮮の人たちにとつては非常に不幸なことがあつて、そのために戦争の協力やいろいろの労働に携わるために日本へ来た人たちが、しかもいまやその人たちはもう子供たちまで日本に永住しているというふうなことで、やはり特別な親近感を持たなければならぬ人たちがしょう。だから、その人たちに對して外国人——少なくともこのヨゼフ・ピタウという人は二十五年間一度も提示を求められたことはな

い。あなたの聞いたアメリカ人はどういう人か知りませんが、そういう配慮は入管行政としてはやるといふことを、やはり入管行政の姿勢として持つていふ必要があるんじゃないかというように思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

それで、指紋の点についても、先ほど同僚議員が質問していましたが、実際に指紋を入管の方へ、この指紋がこの人の指紋ですかと指紋の問ひ合わせをし、照合までする事件というのは、一年に何件ぐらいあるのですか。

○亀井説明員 近年その指紋だけの照会というのは少なくなりまして、それはここ数年は二十件くらい。十年前はもう七、八十というところでございまして、最近も少なくなつております。

○林(百委員) だから、二十件くらいのために指紋まで外国人登録証につけて持たしているということもおかしいんじゃないかと思うのです。入管の方へ一つ指紋が行きますね。あれ、入管では実

際照合できるような、あれは科学的な施設やいろいろ要するのですけれども、そういうものはお持ちですか。警察じゃなきゃそういう指紋の同一性を認定する能力を持っていないんじゃないですか。

○亀井説明員 厳密な意味の鑑識ということになりますと、現在の入国管理局にはそういう鑑識というのは持つておりません。

ただ、ちよつと付言いたしますけれども、この指紋制度が発足した当時におきまして二重登録、虚無人登録というのが多発しておりましたから、入国管理局の中にもそういう鑑識技術を持った職員が何十名おりました。二重登録の摘発ということをやったということは過去の例としてはございす。

先ほど私、指紋照会そのものは近年少なくなりまして二十くらいになっておると申し上げましたけれども、これは指紋だけの照会ということでございまして……(林(百委員)「指紋だけ、それを聞いていただけですから、あとのことはいいです」と呼ぶ) いや、それはどういふことかと申しますと、うちの方に照会件数は四万あるわけです。その人たちにつきまして、要するに同一性と

いうものを確認していく作業が行われるわけで、その過程におきましては、登録課の中でその指紋に帰して同一性を確認するという例がございまして、私が申し上げました例は、指紋だけで、こういう人の指紋でこれは一致するものだろうかという照会が少くないということをお申し上げたわけでありす。

○林(百委員) 指紋制度を置くのは同一性を正確に確認するためだという答弁は、ここでもう幾らでも行われているわけですよ。実際に入管に問ひ合わせがあなたの言うように四万もある、それはまあ認めましょう。そういう数字、どこでも出ています。それじゃ、実際指紋まで照合して同一性を認めてもらいたいと言つてくるのは何件あるかと言つたら、二十件でしょう。約二十件とあなた答弁したのを打ち消すのですか。

○亀井説明員 これは私の方の業務を若干説明申

し上げたいと思います。それは一つは、指紋を照合している係がございまして、そこに指紋というところから照会するのと、それから、本人の身分事項はこうだけれども、この人は同一性がありませんかという照会と、それからもう一つは、こういう名前を……(林(百)委員「いいですよ、その中で……」と呼ぶ)最後の同一性を担保しているのが指紋だということになります。

○林(百)委員 あなた、一たん言ったことを取り消すもんだから、また手数がかかってしまうが、ないんだ。実際本人を確認するために指紋まで照合してもらいたい、そして照合を實際入管局でやるか警察でやるか知りませんが、そこまで入管に求めてくるのは何件あるかと言ったら、あなた、二十件くらいで最近少なくなっている。その数字は動かないでしよう。動くんですか。あなた、一審で答弁したんだから、私はそのつもりで聞いてるんだよ。

○亀井説明員 その数字は、先生の御質問ですと、二十件ではないというふうに申し上げなきゃならないと思います。

二十件と申し上げましたのは、指紋ということについて、指紋だけを照会してきたというケースを私たまたま申し上げたわけでございまして、同一性確認のために指紋にさかのぼる数字というのは、これは登録簿の中でやっておりますから、一件一件勘定ができない状態になっているわけでございます。

○林(百)委員 何かだんだんわからないような答弁になってきちゃって……。

それでは、指紋だけをひとつ確認して照合して聞いてくれてくれという件数は何件ですか。

○亀井説明員 それは先ほど申しましたように、二十件前後でございます。

○林(百)委員 それから、これは局長ですか、だれに聞いたらいいいのですか、不法に入国してくるという人の数は、不法の入国者を取り締まらなければいけない、取り締まらなければならぬ、これは大体どんな数字の推移ですか。あんまりさ

かのぼらなくても結構ですが、まあ五十年ごろから、どうなっていますか。

○大蔵政府委員 不法入国者が摘発された案件の数でございますけれども、昭和五十年以降ということでは数字を申し上げます。

五十年には千九百一十二、五十二年は千六百六十五、五十二年は千八百五十八、五十三年は千七百三、五十四年七百六、五十五年は千九百七十七件でございます。

これはあくまでも摘発された数でございます。実際、不法入国者の数が各年にどのくらいあったかというところは、なかなか把握できません。しかし、昭和三十年から四十八年まで三百四十名の不法入国者に当たりましたところでは、大体その三百四十名について千七百名ぐらいの人が同時に不法入国したと見られます。つかまつておりません。したがって、かなり摘発件数よりも多い数の不法入国者が、現在日本に滞在しているものと私は考へております。

○林(百)委員 潜在しているとかなんとかということを出せば——しかし、いずれにしても、千人前後の不法入国者、それを取り締まらなければいけないからといって、六十名の朝鮮の人たち、在日朝鮮の人たちについて、いま言ったような非常な屈辱感もあるし、圧迫感もあるし、差別感もあるような、こういう登録証明書の常時携帯の義務だとか、それが刑事罰にまでなつて、警察が思うままのことができていうような制度、それから指紋も、それは外国の人たちにとつてみれば、局長も指紋なんか取られたことないから知りにならないかもしれないけれども、警察で指紋を取られるほど嫌なことはないですよ。まあ私も、言いたくないんですがね。暗いような警察の部屋の中へ入れて、墨の中で、こう手を塗って、それで一枚一枚この警察官がやるということ、それは人間に与つては最大の屈辱です。そして精神的な打撃です。そんなことを、六十名の朝鮮の人の中にあなたの言うまゝ潜在者がいるかもしれないと言ふけれども、不法入国で摘発されているのは千人

前後でしょう、そういう人のためにこの制度をいつまでも残しておかぬやいけないうかというところは、やはり再考に値するのじやないかと思ひますが、どうでしょうか。

○大蔵政府委員 警察が取るような指紋というものを、おっしゃいましたけれども、外国人登録法上の指紋というのは……(林(百)委員「市区町村ですね」と呼ぶ)市区町村でやっておりますのは、左手の人さし指を一本だけやっておりますわけでございます。その場合でも、市区町村によつては、できるだけの眼前でやらないように、いろいろと設備をしたりしているところもあるわけでございます。

六十六万の長期在留の朝鮮半島出身者に対してこういう不便をかけるのは、わずかな数の不法入国者の取り締まりのために均衡を失するんじゃないかという御意見でございましたけれども、しかし、わが国の場合には、国民の中に、国土は非常に狭い、しかも狭い国土の大部分は山地である、そこに人口が一億もいる、仕事もみんなが雇用されているわけではない、こういうことから、政府といたしまして、単純労働者を移入しないという方針を堅持しているわけでございます。したがって、不法入国者というのは、やはりそういうことから私どもとしては厳しく取り締まらなければならぬと考えているわけでございます。七十九万の外国人登録をしていらつしやる方には御不便があるかもしれないけれども、しかし、私どもといたしましては、法律の目的を達成するためにはやむを得ないことと考えておるわけでございます。

○林(百)委員 あなたのその答弁は幾度か聞いていますので、しかし、よく考えてみれば、千人かその朝鮮の人たちの不法入国者があるから日本の労働者が非常に大きな打撃を受けるとか、あなたは常識的にそんなことが考えられますか。それはあなたの理屈じやないですか。しかも朝鮮の人たちが日本に来るとかなんとかということ、やはり日本とそういう特別な関係があつた

し、日本に親戚や父母やきょうだいがいるというような関係もあるし、何も好きのんで不法入国までして日本の労働条件を攪乱しようなんと思つて入つてくることはしないわけですね。これはやはり特殊な条件があるわけなんです。六十数万人の朝鮮の人たちというけれども、何も好んで来たわけじゃないのですから、日本の政策でいやおうなしに郷里を置いて連れてこられた人たちが圧倒的な人ですから、その人たちが血のつながりのある人たちが日本の国に入つてきたいという人もいます。それから、私は密入国を奨励しているわけじゃありませんけれども、朝鮮の人たちにはそういう特殊な事情があるということを、日本の入管行政としては考へていく必要があるのじやないかというふうに思ふわけなんです。

もう時間が参りますから、最後に、大臣、これは新聞でも取り上げていますが、入国管理法の六十六条、御承知でしょう。要するに、不法入国者が命ぜられれば五万円以下の金額を報償金として出すというのが法律であるのです。これはやはり朝鮮の人たちを分断し、お互いにスパイ合することを日本の法律で奨励することになるのじやないでしょうか。しかも、この新聞で報じているところによりますと、難民の人たちややむなく残留している人たちの救援活動までして入管へ行くたびに、結構ですね、あなたまた五万円もらつたんですかと言われているのです。これでは難民の人たちあるいはやむを得ず残留している人たちの救援活動もできない。「救援活動をしている木村さん夫婦」ということで新聞に出ておりますが、こういうこともできないというのですよ。

〔太田委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

だから、各官庁で、ことに警察や何かではこういうことをやっているというのを私も聞いておりますけれども、こういうことを法律で公然と書いておかなければいけないんですかね、大臣にお聞きします。

その資料として、それではこれが適用された事例は何件ありますか、それをひとつ具体的に、これは外務省から資料をもらっていますか。

○大蔵政府委員 報償金が交付されました例について申し上げます。

五十年以降の数字を申し上げます。五十年七件、五十一年度四件、五十二年四件、五十三年七件、五十四年度三件、五十五年一件、五十六年度五件となっております。

○林百委員 念のため、金額を言ってください。

○大蔵政府委員 それぞれの金額でございますけれども、五十年度は四万五千円、五十一年度は三万八千円、五十二年度は四万八千円、五十三年度は七万二千円、五十四年度は三万五千円、五十五年度は一万円、五十六年度は五万円ということでございます。

この報償金は、南北の分断というようなことを先生おっしゃいましたけれども、これは必ずしも朝鮮半島出身者だけに限るものではないと思います。(林百)委員「南北分断なんて私は言いませんよ。同じ民族の中で内部対立を激化させやしないかと言っている。南北なんて、あなた余分なことを言いますね。あなたの頭の中にそういうことがあるのでしょうか」と呼ぶ。たしか先生そういうふうにおっしゃったと思うのですが、いずれにいたしましても、実際の交付の具体的なあれを見ますと、昨年のケースでございますけれども、韓国人のケースも三件ございますけれども、タイ人、それからフィリピン人、それぞれ不法残留のケースでございますけれども、こういうものについて交付されたというものがござります。

○林百委員 そうすると、朝鮮の人たちにはこういうのがないのですか。

別に南北ということじゃありませんけれども、外国の人たちにとつてみれば、スパイをして密入国したよと日本の政府に通報すれば五万円以下の金が出るぞということになれば、それは中にはそういうものに乗せられる人も出てくるかなれば、

お互いの同胞でありながら不信感を持ち合わない状態に置かれることになるんじゃないかと思うのですよ。それは知らないように出しているのなら、私は何もスパイに金を出すことに賛成しているわけじゃありませんけれども、知らないようにしているのと法律で公然とこんなことを掲げているということとは、やはり日本の入管行政として好ましくないのではないかとと思うのですが、これ廃止なさる方向で検討されませんか。

○大蔵政府委員 不法入国者につきましては、実際上直接これによって被害を受けるという人がいないので、結局民間の通報に頼ることにならざるを得ないわけでございます。そこでこういう制度を設けているのでございますけれども、私どもの手元にあります資料では、いわゆる通報の大部分は匿名でございます。したがって、こういう交付金の対象にはならないということでございます。したがって、この五万円の報償金目当てに通報してきている人というのは非常にわずかでござります。大部分は匿名である、したがってこれの対象にも考えられない、そういうことになっております。

○林百委員 大臣、そういう具体的に適用されているのは、これを見ますと年に四件、三件、一件というところがあるわけですね。それで、いま局長の答弁によりますと、ほとんど匿名でやる、有名無実の法律ですわね。これをここですぐ廃止しますとか何とかということはあなたに求めるわけじゃありませんが、検討されませんか。もし報告して、それによって退去を命ぜられれば報償金を出すぞということと法律でわざわざ仰々しく書いておくことについては、検討される意思ございませんか。

○坂田国務大臣 昭和二十七年ごろこの法律ができて、この制度もできていて、それにはやはりいま局長が答弁いたしましたような、それなりの理由はあろうというふうに思うわけです。でございますから、いま直ちにこれをやめようという

つもりはございません。現在またこの法案を提出をして御協力と御理解を賜りたい、かように思っておりますわけでございますけれども、こういうようなことについては非常に微妙な点もござります。したがって、私といたしましては検討させていただきます。検討するというのは直ちにすることではないので、諸外国にそのような例があるか、あるとするならばどういうことか、ないとするならばどういう理由か、そしてまた、昭和二十七年にわれわれがこれをつくったという意味合いはどうなんだというように少くも検討してみたい、かように考えております。

○林百委員 私も、あなたにここですぐ答弁で廃止しろとまで求めるつもりはありませんけれども、大臣ですから、いろいろ慎重に御検討なさるのは結構だと思います。

ただ、昭和二十七年というのは、私の記憶ですと朝鮮事変が起きた年なんです。そうじゃないですか。昭和二十七年というのは終わった年ですか。当時日本にいる朝鮮の人たちに対して、国際的にも治安の関係いろいろで、朝鮮の人たちに日本政府もまたアメリカ側も非常に神経をとがらした時代です。しかし、その時代は過ぎて、そしていま新しく難民の問題を局長言いましたけれども、事朝鮮の人たちに関しては日本の社会に非常に融合してきていますし、また日本の社会秩序を混乱させるような心配も全くなっている今日です。それから、一番多い外国人と言えは何と云っても朝鮮の人たちですから、大臣が慎重に御検討される、いますぐ廃止するという意味じゃないけれども、時代のそういう変遷もあるから検討されるということをぜひひとつ検討していただきたいと思

います。

最後に、時間ですから結論をしたいと思います。朝鮮民主主義人民共和国と日本との国交の問題について、これは法務大臣にこういう質問をするのもなんですけれども、閣僚ですから考えるべきときじゃないかというふうに思うわけですね。北の朝鮮に社会主義国があるからといって、社会主義

国のどこの国とも国交を回復している日本が、いつまでもたつても朝鮮民主主義人民共和国とだけは国交をしないというのはどういふわけなんですか。私、不思議でたまらないのですよ。ミッテランさんが来れば、天皇まで出てああいふ敬意を表しているわけでしょう。フランスという国は共産党まで閣僚に入っているわけですから、そういう時代が来ているのに、どうして朝鮮民主主義人民共和国と外交関係の締結を求め、真剣にそれを開くようにしないのか。そうならば、また朝鮮の人たちに対する入管行政もおのずから変わってくると思うのですが、そういうことについては、あなたも閣僚の一人ですから、ここで忌憚ないお考えを、政府の意向に反してまで、私、言えと言いませんけれども、考えるべきじゃないかと思

います。それはどう思いますか。

○坂田国務大臣 これは日本の外交の問題でございます。直接的には外務省の所管、外務大臣あるいは総理大臣ということでございます。特に私自身にはいろいろ考えはござりますけれども、いまここで話することはいかかと思ひますので、差し控えていただきます。

○林百委員 外務省から来ていたで、いままで非常にお待たせして何の質問もしなくて恐縮でございますけれども、朝鮮の人たちに対して国際人権規約のBは適用になるわけでしょうね。これによれば、外国の人たちに対して名誉を傷つけるようなことをしてはならない、こういうことがあります。この規約のBは適用になると思いますが、それは間違いないでしょうか。何人も非人道的もしくは品位を傷つける取り扱いを受けない、もちろん外国の人に対してこれは当然適用になると思いますが、どうでしょう。

○小宅説明員 お答えいたします。

国際人権規約に言うすべての者と言います場合には、ただいま林委員御指摘ありましたとおり、在日朝鮮人を含みますすべての在日外国人が含まれております。したがって、国際人権規約にはA規約とB規約とありますが、ただいま御指摘の自

由権に関するB規約は、朝鮮半島出身者を含めまして広くすべての外国人に適用されると考えております。

○林(目)委員 それじゃもう一つ、法務大臣は外務省の所管だからちよつと答えにくいと言いましたが、これは高度な政治性を持つので答弁できないでいいんですが、朝鮮民主主義人民共和国との国際条約の接触というか、そういうようなあれは外務省として何か展望とか意向とか、そういうものはいまお持ちになっているかどうかおわかりでしょうか。あるいはそういう方向を検討しているでも結構です。

○長谷川説明員 お答えします。

政府としては、朝鮮半島におきます南北間の関係のいろいろな推移、こういうものを十分注意しながら、今後とも経済、文化面での交流、こういうものを維持していく考えてございます。

○高島委員長代理 次回は、明後二十二日木曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十八分散会

昭和五十七年五月七日印刷

昭和五十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局